

令和2年 3月

# 篠栗町議会第1回定例会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

# 会期日程

(会期：3月2日(月)～12日(木) (11日間))

会期	月	日	曜	区分	開議時刻	摘 要
第1日	3	2	月	本 会 議	午前10時	開 会
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議録署名議員の指名</li> <li>・会期の決定</li> <li>・議案の上程(提案理由説明)及び質疑</li> <li>・議案の委員会付託</li> <li>・採決</li> </ul>
第2日	3	3	火	考 案 日		
第3日	3	4	水	本 会 議	午前10時	・一般質問
第4日	3	5	木	条 例 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第5日	3	6	金	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第6日	3	7	土	休 会		閉 庁
第7日	3	8	日	休 会		閉 庁
第8日	3	9	月	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第9日	3	10	火	予 算 特 別 委 員 会	午前10時	・付託案件審査
第10日	3	11	水	予 備 日		・議案等整理
第11日	3	12	木	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各付託案件委員長報告</li> <li>・採決</li> <li>・所管事務の閉会中の継続調査の件</li> </ul>
						閉 会

# 令和2年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第1号

令和2年3月2日(月) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 1番 , 2番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 議案の委員会付託について
- 第5, 議案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

# 議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
2	篠栗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
3	篠栗町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定 について	総務建設 常任委員会
4	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
5	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
6	篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
7	篠栗町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について	総務建設 常任委員会
8	篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
9	篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	文教厚生 常任委員会
10	篠栗町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	文教厚生 常任委員会
11	篠栗町葬祭場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	文教厚生 常任委員会
12	篠栗町自転車等駐輪場の設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	総務建設 常任委員会
13	篠栗町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	文教厚生 常任委員会
14	工事請負変更契約の締結について[篠栗北地区産業団地造成工事]	総務建設 常任委員会
15	工事請負変更契約の締結について[篠栗北地区産業団地残土処分 場整備工事]	総務建設 常任委員会

議案 番号	件 名	付託委員会
16	令和元年度篠栗町一般会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会
17	令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会
18	令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について	予算 特別委員会
19	令和元年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)について	予算 特別委員会
20	令和2年度篠栗町一般会計予算について	予算 特別委員会
21	令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について	予算 特別委員会
22	令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について	予算 特別委員会
23	令和2年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について	予算 特別委員会
24	令和2年度篠栗町水道事業会計予算について	予算 特別委員会
25	令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について	予算 特別委員会

# 令和2年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第2号

令和2年3月4日(水) 午前10時開議

## 第1, 一般質問

質問順位	議席番号	質 問 者	
1.	11番	松田 國守	議 員
2.	3番	品川 静	議 員
3.	5番	田辺 弘之	議 員
4.	7番	村瀬 敬太郎	議 員
5.	1番	藤木 高裕	議 員
6.	12番	荒牧 泰範	議 員
7.	2番	横山 和輝	議 員

# 令和2年第1回 篠栗町議会定例会 議事日程 第3号

令和2年3月12日(木)午前10時開議

- 第1, 議案第2号 篠栗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2, 議案第3号 篠栗町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3, 議案第4号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4, 議案第5号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5, 議案第6号 篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6, 議案第7号 篠栗町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7, 議案第8号 篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8, 議案第9号 篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9, 議案第10号 篠栗町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10, 議案第11号 篠栗町葬祭場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11, 議案第12号 篠栗町自転車等駐輪場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12, 議案第13号 篠栗町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13, 議案第14号 工事請負変更契約の締結について[篠栗北地区産業団地造成工事]
- 第14, 議案第15号 工事請負変更契約の締結について[篠栗北地区産業団地残土処分場整備工事]
- 第15, 議案第16号 令和元年度篠栗町一般会計補正予算(第4号)について
- 第16, 議案第17号 令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 第17, 議案第18号 令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について

- 第18, 議案第19号 令和元年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第19, 議案第20号 令和2年度篠栗町一般会計予算について
- 第20, 議案第21号 令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について
- 第21, 議案第22号 令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第22, 議案第23号 令和2年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について
- 第23, 議案第24号 令和2年度篠栗町水道事業会計予算について
- 第24, 議案第25号 令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について
- 第25, 選挙案第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 第26, 常任委員会の閉会中の継続調査の件

令和2年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月2日(開会)

令和2年 第1回 定例会 会議録

日時 令和2年3月2日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	藤木高裕	2番	横山和輝	3番	品川静
4番	古屋宏治	5番	田辺弘之	6番	栗須信治
7番	村瀬敬太郎	8番	今長谷武和	9番	
10番	阿部寛治	11番	松田國守	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	松田秀幹
教育長	太郎良順一	総務課長	立花博友
財政課長	藤忠文	会計課長	野寄勇
まちづくり課長	熊谷重幸	税務課長	久芳良行
収納課長	松岡秀策	住民課長	田村明広
健康課長	栗原俊孝	福祉課長	平山智久
産業観光課長	井上勝則	都市整備課長	堀雅仁
上下水道課長	八尋正記	学校教育課長	浦上利浩
こども育成課長	井上伸一	社会教育課長	松熊大

出席した議会事務局職員

局長	佐伯和久	次長	藤幸三
係長	伴秀代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

なお、本日は、広報ささぐり担当者の写真撮影を許可しております。

ただいまから、令和2年第1回篠栗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

なお、常任委員会の閉会中の調査結果は、タブレットにメールで送信したとおりでございます。

これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、1番 藤木 高裕 議員、2番 横山 和輝 議員 を指名いたします。

日程第2、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月12日までの11日間にしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

従いまして、会議は、本日から3月12日までの11日間に決定いたしました。

日程第3、「議案の上程」をいたします。

本定例会に提出されております議案は、議案第1号から議案第25号までの計25議案と、ほかに選挙案1件が提出されております。

それでは、議案第1号から議案第25号までを一括議題とします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 皆様、おはようございます。

本日、令和2年第1回の定例会を招集いたしましたところ、公私共ご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございました。

それでは、令和2年度の施政方針についてしばらくお時間をいただき述べたいと思いますが、まず議会の皆様と共有しておきたいことは、現在、日本中で猛威をふるっております「新型コロナウイルスによる肺炎」の感染拡大についてでございま

す。

安倍総理大臣は、2月27日夕刻開催されました、新型コロナウイルスの対策本部会議を受けて、同日午後7時過ぎに「各地域で子どもたちへの感染拡大を防止する努力がなされているが、ここ1、2週間が極めて重要な時期だ」と述べたうえで、「何よりも、子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちや教職員が日常的に長時間集まることによる大規模な感染リスクにあらかじめ備えるため、3月2日から全国全ての小学校・中学校それに高校と特別支援学校について、春休みに入るまで臨時休校とするよう要請する」との発表がなされました。

福岡県では、これまで福岡市において60歳代の夫婦二人の感染が発表されたのみでございましたので、これ以上の感染拡大の危険性は少ないのではないかと私を含め、各市町村長も判断しておりましたが、昨日、北九州市で60歳代の男性の感染が確認されました。2月21日から発熱しているにもかかわらず、タクシー運転手として勤務し、持病のための病院にも行っていたということです。北九州市での新たな感染拡大が心配です。

2月27日の総理大臣の全国自治体への要請は、日本政府として今後の感染拡大への懸念を表明したものであり、文部科学省から各県教育委員会を通じての臨時休校要請に比べ、格段に重要度の高い発信であったと思っております。

自治体としては、単に学校関係での対応のみならず働き手世代に向けての学童保育の対応について、緊急に策を講じなければなりません。篠栗町においても、2月28日朝から、役場内での緊急対策本部会議、並行して町内校長会議を開催し、3月2日まで出校とし、3月3日から3月24日までを休校とすることを決め、校長会においては、その期間の生徒・児童への対応を具体的に取り決め、役場対策本部においては、学童保育の長期休暇期間と同様の対応をするための関係機関との打ち合わせを行い、3月3日からのスタートに万全を期しているところでございます。今後、新たな予算措置を行う必要が生じると思いますが、緊急の措置ということで議会にお諮りするいとまがないケースが出てくることも予想されます。何とぞご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

2月29日の安倍総理大臣記者会見では、今回の国の要請についての理解を求め「首相として国民の命と暮らしを守る大きな責任を果たすため、先頭に立ってなすべきことは決断する。政治は結果責任と言ってきた。逃れるつもりはない。終息への道のりは予断を許さない。厳しい戦いが続くことを確保しないといけない、今から2週間程度、国内の感染拡大を阻止するため、あらゆる手段を尽くすべきだと判

断した」と感染阻止に向けた決意を表明しました。すでに、プロ野球オープン戦の無観客での試合が実施され、大相撲春場所無観客開催も決定されました。各地のテーマパークや国立博物館をはじめとした公共の文化施設等も休館しております。篠栗町におきましても、感染拡大防止に向けてできる限りの対応してまいりますので、議会におかれましてもご理解とご協力、町民の皆様への発信をよろしくお願い申し上げます。

具体的には、小・中学校の卒業式については、式典の内容を簡素化し、来賓へのご案内も最小限にして行うこととしております。また、オアシス篠栗の施設の一部や町立図書館等も当分の間休館いたします。3月にクリエイト大ホールにて開催予定でしたイベントは中止し、4月以降の春らんまんハイキングなどのイベントにつきましても、開催方法を検討いたします。

決して町民の皆様への不安をあおる訳ではありませんが、日々事態は推移しており、今後さらなる緊急事態が発生しないとも限りません。そうした場合に、役場の対策本部は国や福岡県の対策本部としっかり連携しながら、冷静かつ迅速な対応をしてまいります。

さて、昨年、平成から次の時代が変わろうとするこのとき、私たち地方自治体も大きな自主変革の時代を迎えるときと実感していると申し上げました。

去る2月28日に開催予定でした恒例の「福岡県町村会定期大会」は新型コロナウイルス感染予防のため中止となりましたが、事前の福岡県町村会理事会においては、決議文を作成し、定期大会に諮ることにしておりました。

決議文では、これまでどおり日本の原点である町村のあり方について、

「町村は住民に最も身近な行政主体として、住民が生活を営む基礎的サービスから多種多様なサービスの提供と国土・自然環境の保全、食料の安定供給や水資源の涵養等の公益的機能に加え、我が国の伝統・文化の継承など人々の心のよりどころとしても重要な役割を担い続けている。我々町村長は、このような状況を踏まえ、相互の連携を一層強固なものとするとともに、自らの変革を厭うことなく不断の決意と揺るぎない信念を持って、直面する困難な課題に積極果敢に取り組み、自らが知恵を絞り、住民と一体となって地域特性や資源を活用した施策を展開し、豊かな住民生活と個性あふれる多様な地域づくりに邁進するとともに、安全・安心で活力と潤いのある町村の実現を目指すことができるよう行政基盤の強化を図ることが必要である。」

として、「九州北部豪雨をはじめ、近年多発する記録的豪雨、地震等の自然災害

からの復旧・復興への十分な財政支援と加速化を図るとともに、激甚化・広域化する自然災害に対し迅速かつ的確に対応できるよう、防災・減災対策、町村消防の充実強化を図ること」をはじめ17の具体的項目をあげて決議しました。昨年まで継続して掲げてきた項目に、町村自治の独自性を維持するため「新たな圏域行政は推進しないこと」という項目を追加しております。

また、今年度福岡県町村会から、篠栗町が駅東側自由通路の新設や篠栗北地区産業団地事業の推進、住民による高齢者の通い場所づくり（おひさま活動）等の取り組みを評価され、優良町村表彰をいただきましたことを併せてご報告いたします。

篠栗町地方創生「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の第一次計画期間が2019年度で終了し、2020年度からは次の総合戦略がスタートいたします。

供用開始1年を経過した「篠栗駅東側自由通路 ささぶりっじ」は、多くの町民の皆さんの喜びの声をいただいております、既に篠栗町のシンボルとして馴染み始めた感を持っております。「篠栗北地区産業団地整備」は、2020年4月末の造成完了を目指して急ピッチで事業を進めております。再来年の春を産業団地のグランドオープンと定め、既に進出が決まった企業と打ち合わせを進めております。税収増加や雇用機会の増大と働き手世代人口の流入等による自主財源比率の向上を図るため、必ずや2060年の篠栗町人口ビジョン目標であります2万9,000人に向かって大きな力となると考えております。なお、造成完了後できるだけ早い機会に団地内道路の新たな町道認定を議会に上程し、篠栗北交差点の渋滞緩和のための供用を開始したいと考えております。

平成30年度からスタートした第6次総合計画「ささぐりみんなの羅針盤」と併せて、いよいよ2020年4月からの5か年計画で「第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」をスタートさせます。詳細な内容の説明は別の機会にいたしますが、引き続き国の人口ビジョンに沿った取り組み、即ち「2060年の篠栗町人口ビジョンに目標2万9,000人」に向けた人口の底上げを図りたいと考えております。

今年度も引き続き、篠栗町新時代に向けた様々な取り組みを全力で推進することとしておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

では、令和2年度事業について、課ごとで取り組もうとしているポイントを説明いたします。

まず、議会におかれましては、議会の活性化に向けた様々な取り組みに対し心から敬意を表します。タブレット端末による議会のペーパーレス化は、最近多くの自

治体で追従する動きが進んでおります。

また、昨年の議員改選以降、新たなご意見も取り入れられて、議会活動の報告体制がまた一步前進したなと一読者として感じます。特に、町民の皆様との対話をメインとした特集は、私も大変勉強になります。今後更に、町民の皆様が楽しみに読んでいただける議会広報を目指してご尽力いただくことを望んでおります。

総務費では、総務課、財政課、まちづくり課、会計課、税務課、収納課、住民課が関わっております。

総務課では、令和2年度から国の働き方改革の指針の下、会計年度任用職員制度の導入などにおいて人事制度大きく改定する必要が生じました。幸い篠栗町においては、多くの部署で包括業務委託契約に基づく職員の派遣を受けておりましたので、手続上の混乱を招くことはなく、スムーズに移行することができております。しかしながら、新制度による人件費の増加は否めない状況であり、今後はより効率的な人員配置を考えた人件費の増加をできるだけ抑えていきたいと考えております。

昨年導入手続を進めていましたトイレトレーラーの導入時期がいよいよ近づいてまいりました。クラウドファンディングでは、目標額800万円をほぼ達成することができましたことをご報告し、町内外の皆様にお礼を申し上げます。ありがとうございました。今年度は、篠栗町のみならず地域の災害発生時の避難所支援や防災活動、イベントでの利用など積極的に活用してまいりたいと考えております。

次に、財政課についてでございます。

財政課では、中・長期の財政計画の素案策定を進めております。総合計画や都市計画マスタープラン、第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略に謳い込んだ様々な取り組みの実現過程で財政状況がどのように動いていくのか、しかるべきときに議会にもご報告したいと考えております。

まちづくり課においては、「篠栗駅東側自由通路建設」が旧跨線橋の撤去も終わり事業の完成を見ました。これから町民の財産として、長期間大事に利用したいものであります。

「篠栗北地区産業団地整備事業」はいよいよ造成工事の完了を迎えます。工事の遅延から全ての区画において売買契約が完了してはおりませんが、進出意思のある企業に積極的にトップセールスをかけ成約につなげたいと考えております。

ふるさと寄附金は、平成31年度当初予算では500万円としておりましたが、福岡県全市町村で対応可能な福岡県特産品指定返礼品のうち、辛子明太子、もつ鍋、豚骨ラーメンを加えたことから、寄附額が増加し、第3回定例会において2,30

0万円の増額補正をして2,800万円としました。本定例会における一般会計補正予算(第4号)案において、1,500万円の増額補正をし、寄附金予算額を4,300万円としております。令和2年度当初予算では5,000万円として、ふるさと納税の更なる増額を目指します。また、昨年1年かけて審議会において策定し、ただいまパブリックコメントを実施中の第2期「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」をスタートさせます。

会計課におきましては、出納事務のOA化を推進し、事務処理の短縮と確実性の向上を図り、事務ミスを起こさない体制づくりを更に強化いたします。

税務課・収納課におきましては、これまでどおり税の適正かつ公正な課税を目指すとともに、電子マネーによる納税等をスタートさせることで、引き続き徴収率向上への取り組みを推進してまいります。

住民課でございます。昨年11月2日からスタートした住居表示の実施につきましては、初年度ということで心配もいたしましたが、大きなトラブルもなく順調に滑り出しました。令和2年度は、中町区を中心に実施してまいります。

民生費・衛生費では、福祉課、健康課、都市整備課環境係が所管しております。

福祉課におきましては、増加する高齢者のための介護予防事業につきまして、より効果の期待できる事業を取り入れ継続的に見直しを図ってまいります。天空会館の空調につきましては、令和元年度の予算措置をしておりましたが実施を見送っております。もうしばらく空調の稼働状況を見ながら運営してまいります。

次に、健康課について申し上げます。母子健康事業・成人保健事業とも本年度も継続して事業を行うとともに健診等を更に充実いたします。本年度から胃カメラ検診を実施します。これは50歳以上の偶数年齢の住民を対象に、粕屋医師会と連携して実施するもので、胃がんの早期発見に役立つものと期待しております。また、今年度はオアシス篠栗の空調設備を全面的に更新すべく予算計上しております。

都市整備課環境係が所管しておりますクリーンパークについては、昨年度から次期処理施設移行的ための具体的な計画作成と関係自治体・地域への説明、協議をスタートいたしました。須恵町・粕屋町と連携を取りながら遅滞なく計画を進めてまいります。

次に、農林水産業費・商工費の所管であります産業観光課の取り組みについて申し上げます。

設立7年目を迎える一般社団法人篠栗町観光協会は、篠栗町の観光キーステーションとしての役割を担ってもらえる組織であります。観光協会では令和2年1月に事

務局運営の民間への移行のプロポーザルを実施し、本年4月からの委託が決定いたしました。

平成22年9月にグランドオープンいたしました森林セラピー基地篠栗は、今年度で10周年となります。今年は秋に実施しておりますセラピーウォーキングデーをウォーキング月間として、観光協会・森の風篠栗、いわゆる森林セラピー基地の案内人の会でございますが、共同で複数のイベントを実施したいと考えております。

消費者行政については、福岡県消費者行政活性化基金事業を活用し、啓発活動、消費者生活相談業務の機能強化を推進してまいりました。平成27年4月に本町を含む5町共同で開設いたしました「かすや中南部広域消費生活センター」を拠点に、継続して相談者の対応に努めてまいります。

次に、都市整備課が所管しております土木費について述べます。令和2年度は、災害対策のための水道改修工事の継続をはじめ、側溝整備や道路維持補修など、例年どおりの取り組みを行うこととしております。本年度も区から要望を聞きながら、優先順位を決めて実施してまいります。

教育費は、学校教育課、社会教育課、こども育成課が所管しております。

学校教育課においては、全国のGIGAスクール構想、これはSociety5.0時代を生き抜く子どもたちに求められる全国一律のICT環境整備でございますが、これにつきましては、国の方針に従い遅れることのないよう対応してまいります。

社会教育課では、本年度は、クリエイティブ篠栗の設備更新工事はございませんが、カブトの森に幼児向けの遊具を設置することとしております。

こども育成課では、夏休み期間などに開設する拡大放課後児童クラブの定員を拡大し待機児童の低減を図るほか、小学生児童の放課後の過ごし方について質の向上にも着目し、子育て支援施策を推進します。また、今後の町立幼稚園のあり方と保育所待機児童の解消に向けた検討をいたします。

令和3年度以降、一部の園での保育施設としての併用を開始しながら、令和5年度から新しい町立幼稚園の体制で臨めるよう関係機関との協議を始めます。

上下水道課が所管しております水道事業において、令和2年度から施設・管路更新の5か年計画を進めます。また、老朽化しております第1浄水場の建て替えについて、具体的な計画を策定することといたしております。

以上、令和2年度の各課の主な取り組みについて説明いたしました。今年度の諸施策取り組みに当たっては、これまで同様、職員一丸となって努力してまいることをお約束いたします。

私自身もこれまでどおり、自ら率先して関係方面との折衝・対応に当たり、11月の任期満了まで町政発展のために邁進する所存でございますので、議会におかれましても、引き続き篠栗町の発展のためご尽力賜りますよう何とぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本定例会に提案しております議案第1号から議案第25号までの25号議案について説明をいたします。

議案第1号は、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」であります。

本議案は、現委員であります西宏円氏が、本年6月30日をもって任期満了となるため、再任の候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

議案第2号は、「篠栗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことから、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第3号は、「篠栗町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、条文中の法律名及び法律略称名の変更並びに新規の条の追加に伴う条ずれの改正を行うものであります。

議案第4号は、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、給料を支給される職員の補償基礎額についての規定を新たに整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、報酬が日額で定められている職員の補償基礎額の規定に加え、給料を支給される職員の規定を新たに整備するものであります。

議案第5号は、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、篠栗町立小中学校の学校薬剤師報酬の見直しに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容は、30年来未改定でありました学校薬剤師の報酬額について、日本薬剤師会推奨額等を勘案し、現行の年間8万1,000円から14万7,500円に改めるものであります。

議案第6号は、「篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、入湯税の整備に関して所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、鉱泉浴場施設、入湯客1人1日当たり50円の入湯税を課し、経営者に対して特別徴収による徴収を義務付けるものであります。

議案第7号は、「篠栗町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、民法の一部を改正する法律が、令和2年4月1日から施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、遅延損害金の利率を、現民法の年5パーセントの法定利率から改正法にて規定された新たな法定利率に変更するものであります。

議案第8号は、「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、令和2年4月1日に施行されること及び町の国民健康保険財政の健全な運営を図るための税率等の変更を行うことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を61万円から63万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を16万円から17万円に引き上げるもの及び国民健康保険税の減額の対象となる世帯の所得判定基準について、5割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を28万円から28万5,000円、2割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を51万円から52万円に引き上げるもののほか、町の国民健康保険財政の健全な運営を図るため、令和2年度から国民健康保険税の所得割率の増加、均等割額及び平等割額を増加する

増額する改定を行うものであります。

議案第 9 号は、「篠栗町体育施設の設備及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、施設の老朽化に伴い、篠栗中学校グラウンド照明施設を廃止する必要が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、篠栗中学校のグラウンド照明施設の安定器等の器具が経年劣化により使用ができなくなったこと、及び近年の町民の利用状況を鑑み当該照明施設を廃止するものであります。

議案第 10 号は、「篠栗町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が制定されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、償還金の支払い猶予、償還免除の対象範囲の拡大などの措置が追加されたため、必要となる改正を行うものであります。

議案第 11 号は、「篠栗町葬祭場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、指定管理者が指定する業者とそれ以外の者で異なる利用料を統一するため、本条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、指定管理者が指定するか否かによって異なる扱いであった利用料を是正するものであります。

議案第 12 号は、「篠栗町自転車等駐輪場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、篠栗駅東側自由通路整備事業において、廃止となる駐輪場を削除するとともに、各駐輪場の名称を追記し位置を明確にするため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 13 号は、「篠栗町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、水道法の一部を改正する法律の施行により、指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制が導入されたことに伴い、同指定に係る審査手数料及び事業者証交付手数料の改定を行い、また閉栓事務に対する手数料である一時中止手数料を実態に合わせて削除するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第14号は、「工事請負変更契約の締結について」であります。

本議案は、篠栗北地区産業団地造成工事について、2,628万7,730円を増額し、総額25億3,728万6,650円で若築建設株式会社と変更契約を締結するもので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

主な変更内容は、残土搬出に関する変更、地盤改良に関する変更、国道交差点の舗装面積等の変更によるものであります。

議案第15号は、「工事請負変更契約の締結について」であります。

本議案は、「篠栗北地区産業団地残土処分場整備工事」について、154万4,400円を増額し、総額1億4,194万4,400円で株式会社城戸組と変更契約を締結するもので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

主な変更内容は、残土搬入量の減少に伴う盛土量の変更、既設道路側溝の新設に関する変更等であります。

議案第16号から議案第19号までの4議案は、令和元年度補正予算であります。

議案第16号は、「令和元年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）について」であります。

本議案は、令和元年度篠栗町一般会計補正予算に歳入歳出それぞれ8,240万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ106億3,831万8,000円とするものであります。

まず、歳入につきましては、地方消費税交付金を4,000万円減額し、自動車取得税交付金を528万9,000円、地方交付税を4,829万8,000円増額、分担金及び負担金を225万9,000円減額し、国庫支出金を4,191万7,000円増額、県支出金を1,434万7,000円減額し、寄附金を1,500万円、繰入金を5,000万円増額、町債を2,180万円減額するものであります。

主な歳出につきましては、総務費におきまして、財産管理費といたしまして、屋外喫煙所設置工事を105万9,000円減額し、企画費といたしまして、篠栗駅東側自由通路整備事業の工事委託料を4,980万1,000円、津波黒地区法面補強工事を2,587万2,000円減額し、ふるさと納税返礼品の記念品代を264万9,000円追加、情報システム管理費といたしまして、システム変更委託料を870万円減額、パソコンリース料を388万8,000円、システムリース料を340万5,000円それぞれ減額し、マイナンバー関連委託事務交付金を121

万4,000円追加するものであります。

民生費におきましては、社会福祉総務費といたしまして、天空会館空調設備リフレッシュ工事を1,188万円、社会福祉協議会補助金を223万2,000円、老人福祉費といたしまして、老人ホーム入所措置委託料を900万円、介護保険対策といたしまして、県介護保険広域連合負担金を2,900万円、児童福祉総務費といたしまして、施設等利用給付費を625万8,000円それぞれ減額し、児童運営費といたしまして、児童運営費委託料を458万円追加、児童福祉振興費といたしまして、児童手当を1,300万円減額するものでございます。

衛生費におきましては、母子健康推進費といたしまして、妊婦一般健康診査委託料を622万1,000円、塵芥処理費といたしまして、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金を4,929万4,000円それぞれ減額するものであります。

農林水産業費におきましては、農業委員会費といたしまして、農業委員会年報酬を258万6,000円、農村環境整備事業費といたしまして、ため池耐震調査委託料を1,800万円追加し、農業用施設改修工事を1,146万8,000円減額し、林業総務費といたしまして、小葉山線林道整備工事負担金を190万円追加するものであります。

消防費におきましては、防災費といたしまして、消防行政情報無線経費を3,140万1,000円減額するものであります。

教育費におきましては、事務局費といたしまして、施設等利用給付費を213万円減額し、各小中学校校内通信ネットワーク整備工事費を9,736万6,000円追加、勢門小学校及び篠栗中学校の臨時賃金を192万8,000円、各小中学校就学援助費を787万2,000円、総合センター管理費といたしまして、クリエイト篠栗空調工事を1,443万7,000円それぞれ減額するものであります。

また、諸支出金におきまして、国民健康保険特別会計繰出金を308万3,000円、後期高齢者医療特別会計繰出金を185万8,000円減額し、基金費といたしまして、財政調整基金積立金を2億5,000万円、森林環境譲与税基金積立金を331万円追加するものであります。

その他の歳出の補正につきましては、主に事業費の確定、入札残、経費節減等の執行残による減額補正であり、歳入につきましては、補助費などの確定に伴う財源更正であります。

次に、繰越明許費につきましては、ため池耐震調査委託料1,800万円追加するほか、各小中学校校内通信ネットワーク整備工事につきましては、総額9,73

6万6,000円を追加するものでございます。

次に、債務負担行為につきましては、公衆用道路瑕疵に関する損害賠償請求事件業務費委託におきまして、事件終了の年度までの訴訟代理委託に伴う実費及び報酬の額の債務負担行為を追加し、行政事務包括委託におきまして、限度額63万円から64万円補正するものでございます。

最後に、地方債につきましては、新たに学校教育施設等整備事業債を4,860万円追加し、借入限度額を変更するものとしたしまして、自然災害防止事業債を2,620万円、一般会計出資債を40万円、緊急防災・減災事業債を4,550万円減額し、公共事業等債を170万円増加するものであります。

議案第17号は、「令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」であります。

本議案は、令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計予算から、歳入歳出それぞれ281万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,945万9,000円とするものであります。

議案第18号は、「令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」であります。

本議案は、令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算から、歳入歳出それぞれ2,087万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,170万2,000円とするものであります。

議案第19号は、「令和元年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について」であります。

本議案は、令和元年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算から、歳入歳出それぞれ2億5,778万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億211万3,000円とするものであります。

議案第20号から議案第25号までの6議案は、令和2年度の各会計の当初予算であります。

議案第20号は、「令和2年度篠栗町一般会計予算について」であります。

予算総額は、100億3,924万8,000円で、前年度当初予算に対し1億1,597万6,000円、1.1%の減額となっております。

前年度予算との主な相違点のうち増額の要因といたしましては、障がい者福祉及び児童福祉のサービスに係る経費、オアシス篠栗空調機器更新工事などであります。

減額の要因といたしましては、津波黒地区法面補強工事の終了などであります。

なお、令和2年度の予算編成につきましては、前年度同様、第6次総合計画篠栗町「ささぐり みんなの羅針盤」を踏まえ、限られた歳入財源を有効利用できる事業を選定し、歳出削減に努めております。それでは、歳入歳出のうち主なものをご説明いたします。

歳入の主なものとしたしましては、町税は、収納対策の強化及び近年の経済状況に基づき、対前年度比6,185万9,000円増の31億8,626万8,000円を計上するものであります。

次に、地方交付税は、普通交付税におきまして、対前年度比6,179万9,000円増の17億6,421万2,000円を計上するものでございます。

次に、幼児教育及び保育等の無償化に伴う保育所等の保護者負担金や幼稚園使用料の減額などにより分担金及び負担金は、対前年度比2,738万2,000円減の1億2,303万5,000円。

使用料及び手数料は、対前年度比385万1,000円減の1億2,299万9,000円を計上するものであります。

次に、国庫支出金は、障がい者福祉及び児童福祉サービスに係る国庫負担金などにより、対前年度比1億4,509万2,000円増の13億1,633万7,000円を計上するものであります。

次に、県支出金も同様に、障がい者福祉及び児童福祉のサービスに係る県費負担金などにより、対前年度比4,274万2,000円増の8億9,367万3,000円を計上するものであります。

次に、寄附金は、ふるさと納税寄附金の増加に伴い、対前年度比4,500万円増の5,000万円を計上するものであります。

次に、繰入金は、基金の繰入を行うもので、前年度同額の9億円を計上しているものであります。

次に、諸収入は、対前年度比264万3,000円増の1億7,576万2,000円を計上するものでございます。

最後に、町債は、自然災害防止事業債の減額などにより、対前年度比5億6,442万2,000円減の6億1,816万8,000円を計上するものであります。

次に、歳出の主なものとしたしましては、まず総務費におきまして、行政事務包括委託2億1,660万2,000円、ふるさと納税返礼品2,000万円、住居表示実施に係るシステム対応業務委託451万円、国勢調査調査員報酬1,045万円など、前年度比7億1,701万5,000円減の14億141万5,000円を

計上するものであります。

次に、民生費におきましては、県介護保険広域連合費3億1,091万5,000円、自立支援サービス給付6億5,760万円、後期高齢者医療療養給付費負担金3億2,838万7,000円、児童運営費委託料9億71万2,000円、子ども医療費1億598万円など、前年度比2億393万5,000円増の37億867万7,000円を計上するものでございます。

次に、衛生費におきましては、予防事業委託料1億299万6,000円、総合保健福祉センター指定管理料1億2,000万円、総合保健福祉センター空調機器更新工事3億945万円、塵芥収集運搬費2億88万3,000円、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金2億9,243万8,000円など、前年度比3億8,049万1,000円増の13億6,891万6,000円を計上いたしております。

次に、農林水産業費におきましては、農業用施設整備事業費4,630万円、荒廃森林整備事業2,602万6,000円など、前年度比5,382万7,000円減の1億6,770万6,000円を計上するものであります。

次に、土木費におきましては、道路橋梁維持補修工事費等1億1,394万6,000円など、前年度比259万円増の2億8,710万2,000円を計上するものであります。

次に、消防費におきましては、粕屋南部消防本部組合分担金3億4,720万9,000円など、前年度比2,895万4,000円減の4億2,370万1,000円を計上するものであります。

次に、教育費におきましては、篠栗小学校3階バルコニー軒天クラック補修工事等367万2,000円、勢門小学校給食室手洗場給湯器他設置工事等367万2,000円、北勢門小学校2階パソコンルーム教室分割改修工事等1,053万8,000円、篠栗中学校ランチルーム空調機更新工事等3,226万3,000円、篠栗北中学校給食洗浄室床修繕工事等207万2,000円、カブトの森公園幼児用複合遊具設置工事等903万7,000円など、前年度比6,075万7,000円増の9億8,599万7,000円を計上するものでございます。

次に、公債費といたしましては、起債元金及び利子償還費用といたしまして、前年度比1,491万9,000円増の8億936万円を計上するものであります。

最後に、諸支出金におきましては、特別会計等への繰出金6億4,360万8,000円など、前年度比3,067万円増の6億7,348万5,000円を計上するものでございます。

また、地方債におきましては、臨時財政対策債のほか三つの事業債を総額6億1,816万8,000円計上するものであります。

議案第21号は、「令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」であります。

予算総額は、27億7,298万4,000円で、前年度当初予算額に対し約6%の減となっております。

歳入の主なものといたしまして、国民健康保険税5億3,518万5,000円、県支出金19億5,787万2,000円を計上いたしております。

歳出の主なものといたしまして、保険給付費19億2,558万1,000円、国民健康保険事業費納付金7億6,452万1,000円を計上いたしております。

議案第22号は、「令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」であります。

予算総額は、4億2,975万6,000円で、前年度当初予算額に対し約2.9%の増となっております。

歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療保険料3億1,248万9,000円、一般会計繰入金1億1,725万9,000円を計上いたしております。

歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金4億55万円を計上いたしております。

議案第23号は、「令和2年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について」であります。

予算総額は23億6,919万2,000円であります。主な予算概要は、篠栗北地区産業団地造成工事、篠栗北地区産業団地残土処分場整備工事を計上いたしております。

歳入の主なものといたしましては、不動産収入23億6,919万2,000円を計上いたしております。

歳出の主なものといたしましては、施設整備工事22億8,087万2,000円を計上いたしております。

議案第24号は、「令和2年度篠栗町水道事業会計予算について」であります。

予算総額は、対前年度比では、収益的収入2.4%増、支出1.0%増となり、資本的収入173.4%増、支出75.3%増であります。

収益的収入及び支出においては、収益的収入5億3,770万5,000円、同支出5億2,991万1,000円で、779万4,000円の黒字予算となっております。

ます。

収入の主なものといたしましては、水道使用料5億332万9,000円を計上いたしております。

支出の主なものといたしましては、福岡地区水道企業団受水費1億9,725万7,000円、支払利息1,820万5,000円を計上いたしております。

資本的収入及び支出においては、資本的収入2億1,900万円、同支出3億4,246万3,000円で、1億2,346万3,000円の赤字予算となっておりますが、不足する額は損益勘定留保資金等約6億700万円から補填する予定でございます。

収入の主なものといたしましては、企業債2億1,900万円を計上いたしております。

支出の主なものといたしましては、建設改良費2億3,359万8,000円、企業債償還金1億886万5,000円を計上いたしております。

議案第25号は、「令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」であります。

予算総額は、対前年度比では、収益的収入0.8%減、支出1.0%増となり、資本的収入20.8%増、支出17.4%増であります。

収益的収入及び支出においては、収益的収入8億8,974万4,000円、同支出8億8,282万3,000円で、692万1,000円の黒字予算となっております。

収入の主なものといたしましては、下水道使用料4億7,750万3,000円、他会計負担金1億3,450万円を計上いたしております。

支出の主なものといたしましては、流域下水道維持管理負担金2億7,507万5,000円、支払利息1億127万8,000円を計上いたしております。

資本的収入及び支出においては、資本的収入4億8,622万1,000円、同支出6億7,145万9,000円で、1億8,523万8,000円の赤字予算となっておりますが、不足する額は損益勘定留保資金等約3億6,100万円から補填する予定としております。

収入の主なものといたしましては、企業債3億6,310万円、他会計負担金1億2,000万円を計上いたしております。

支出の主なものといたしましては、建設改良費1億4,550万円、流域下水道建設負担金4,290万2,000円、企業債償還金4億8,303万5,000円を

計上いたしております。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので質疑を終わります。

日程第4、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

議案第1号から議案第25号までの25議案と選挙案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第1号は人事案件ですので、委員会への付託は省略し、本日の日程といたします。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第2号から議案第15号までの14議案につきましては、議案付託表のとおり、総務建設、文教厚生、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

次に、議案第16号から議案第25号までの予算関連10議案につきましては、「議長除く10人で構成する予算特別委員会」を設置し、これに付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申し合わせにより、委員長は、4番 古屋 宏治 議員。副委員長は、6番 栗須 信治 議員です。

予算審査は、補正予算の審査に引き続き、当初予算の審査に入ります。

次に、規則 3 件については、所管の常任委員会で報告を受けていただきたいと思います。

最後に選挙案第 1 号については、本日、本会議終了後の議会全員協議会で協議を行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、議会全員協議会で協議を行います。

日程第 5、議案第 1 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

議案の説明を平山福祉課長に求めます。

○福祉課長(平山 智久) 議案第 1 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

本議案は、人権擁護委員 西 宏円 氏が、令和 2 年 6 月 30 日をもって任期満了となるため、再任の候補者として法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会に意見を求めるものでございます。

議案第 1 号を朗読いたします。

議案第 1 号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

【記】住所 福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗 3 9 7 0 番地 2

氏名 西 宏円

生年月日 昭和 3 6 年 5 月 2 2 日

令和 2 年 3 月 2 日提出、篠栗町長 三浦 正

(提案理由)

人権擁護委員 西 宏円 氏が令和 2 年 6 月 30 日をもって任期満了となるので、再任の候補者として法務大臣に推薦するため。

履歴・経歴等につきましては、裏面に記載しております。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) ただいまの福祉課長の説明に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、人事案件でございますので、討論は省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認め討論を省略し、これより採決を行います。

本案に賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午前11時05分

令和2年第1回(3月)

# 篠栗町議会定例会

3月4日(一般質問)

令和2年 第1回 定例会 会議録

日時 令和2年3月4日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	藤木高裕	2番	横山和輝	3番	品川静
4番	古屋宏治	5番	田辺弘之	6番	栗須信治
7番	村瀬敬太郎	8番	今長谷武和	9番	
10番	阿部寛治	11番	松田國守	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	松田秀幹
教育長	太郎良順一	総務課長	立花博友
財政課長	藤忠文	会計課長	野寄勇
まちづくり課長	熊谷重幸	税務課長	久芳良行
収納課長	松岡秀策	住民課長	田村明広
健康課長	栗原俊孝	福祉課長	平山智久
産業観光課長	井上勝則	都市整備課長	堀雅仁
上下水道課長	八尋正記	学校教育課長	浦上利浩
こども育成課長	井上伸一	社会教育課長	松熊大

出席した議会事務局職員

局長	佐伯和久	次長	藤幸三
係長	伴秀代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

傍聴に来庁されました皆様には、本町議会に関心を持たれますことを感謝申し上げます。

傍聴の際は、皆様へ配付しております「一般質問通告書一覧」1ページの注意事項を熟読されまして、ご協力をいただきますようお願いいたします。

一般質問を行います前に、議員、執行部の皆さんをお願いいたします。

新型コロナウイルスの感染症拡大防止対策として、福岡市議会はじめ近隣では、志免町議会、宇美町議会が一般質問を取り止めています。

本町議会は、予定通り行いますが、不急の質問等については、議員自身の判断で手短をお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

質問者は、7名でございます。

質問時間は、申し合わせにより「答弁を除き1人30分以内」といたします。

リアルタイムでの配信を行っておりますので、質問議員も、答弁者も、言葉遣いには気をつけるように求めます。

発言内容を精査して、最終日に議長判断を報告させていただきます。

ご協力をお願いいたします。

それでは、順次質問を許可いたします。

質問順位1番 松田 國守 議員。

通告数は1問です。

○議員（松田 國守） おはようございます。

議席番号11番 松田でございます。

「立体駐車場の料金について」質問させていただきます。

中央立体駐車場、いわゆるセントラルパークですね。これは急激な自動車需要の高まりとJR福北ゆたか線の電化を見据えて、当時200台収容の無料の青空駐車場を、拡充整備のため有料の立体駐車場としてパークアンドライドシステムの一層の推進を図るとともに、交通渋滞の緩和、環境汚染の防止などの一助になればと建設され、2001年5月1日にオープンしたと聞いております。駐車台数は、身体障がい者用6台を含め307台。

あれから20年。料金は3時間までは無料、5時間までは100円、10時間ま

では200円、15時間までは300円、20時間までは400円、そして24時間までは500円と、24時間以降は4時間度に100円加算の格安の料金が設定されて現在に至っております。現在では、驚くほどの低料金だと町内外の利用者から大変喜ばれているところであります。

去る平成26年12月の定例会に、使用料について、公平かつ適正な受益者の負担を図るため及び駐車場の老朽化に伴う施設改修に備えるため、現行の3時間の無料時間を1時間に短縮する改正案が上程されました。

しかし、会期中に結果を出すに至らず、今後具体的な資料を準備し、検討しなおすとして議案が撤回されましたが、あれから5年、新しい案も出されておられません。

ところで昨年9月、定例会の30年度の決算特別委員会で、駐車場の車路管制機器改修工事に592万8,000円の支出が報告されました。管制機器の老朽化によるものと説明を受けましたが、ほかにも場内の不規則な場所に違法駐車する者がいて、機器の誤作動が発生することが時々ある、そのせいもあるのではないかともしも聞きました。いずれにせよ、高額な改修費を伴うことや、20年前の貨幣価値などを鑑みると、料金改正は必然的だと思います。

昨年、待望の篠栗駅東側自由通路（ささぶりっち）が開通し、立駐とのアクセスがすこぶる良好になりました。立駐利用者の利便性がさらに高まっております。

そこでこの機会に、改正すべき議論を再度進めてはいかがかと考えますが、ご見解を求めます。

○議長（阿部 寛治） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

まず、松田議員の答弁に入ります前に、皆様方に一つご報告でございます。

開会日に申しておりましたが、新型コロナウイルス対策として、昨日から小・中学校を臨時休校にしたところでございます。

それに対応します形で、学童保育を、長期間休暇対応といたしまして、昨日が学童保育については207名、そしてまた、緊急預かりが昨日は14名、本日が30名とやや増えつつあるところでございます。

支援員等の補充につきましては、計画どおり進んでおりまして、大きなトラブルもなく進んでおることをご報告いたします。

今後、保護者間の連絡が密になれば、緊急預かり等々もまた増えてくるのではなかろうかと思っております。逐次ご報告してまいります。

併せまして、社会教育施設、社会体育施設等々の閉鎖につきましても、皆様方にご連絡のうえ、昨日防災無線等も通じて町民にお知らせしたところでございます。

オアシスバスにつきましては、通常通りの運行をしているところでございます。

今後また新型コロナウイルス対策において進展がございました場合には、皆様方にご報告してまいりたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

さて、ただいま松田議員からは「中央立体駐車場の駐車料金について」改正議論を再度進めては如何かのご質問をいただきました。

ご質問にもありましたように、この件は平成26年第4回定例会において改正に向けた条例改正案をご審議いただきましたが、議論が分かれるところとなったため、継続審査としていただき、平成27年第1回定例会において、「料金改定を行う前に立体駐車場の利便性向上のために更なる運営の効率化を構築する必要がある」と判断いたしまして、議案の撤回を上程し、可決いただいた経緯がございます。

そうした流れを踏まえましてご質問に対し、総務課長から答弁いたしますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（阿部 寛治） 立花総務課長。

○総務課長（立花 博友） それでは、「中央立体駐車場の駐車料金について」のご質問にお答えいたします。

篠栗町中央立体駐車場は、松田議員が言われるよう2001年5月に開設して以来、19年が経過しております。

利用料金につきましては、平成26年度に改正案を議会に提案したものの、現在に至るまで改正は行っておりません。近年、利用者の増加に伴い、満車状態になることも多く、駐車場利用に関する収益は年々上がっておりますが、一方で、施設の老朽化に伴い、修繕等にかかる費用も年々増加傾向にあります。また、将来的には大規模な改修工事が必要になるものと思われ、修繕費及び改修工事費等が増大することが予想されます。そのため、受益者負担の原則の観点からも、料金改正は必要であると考えております。

ご指摘いただいたとおり、料金体系について、維持管理経費や今後の修繕費用を勘案し、長期的な修繕計画のなかで、無料時間の短縮等を含め、再度慎重に検討して参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問はございますか。

松田議員。

○議員（松田 國守） 再検討をしていただくということでございますので、それは、そうしていただくことにいたしまして、当初、パンフレットができてましてね、オープンの案内なんですけどもね。それに「駅のすぐそばで、通勤・ショッピングなど大変便利です」という謳い文句があるわけです。

このショッピングにつきまして、地元の業者、地元の店舗関係ですね、こういった関係がどのくらい潤っているか、これによってどれだけ役に立っているかということについての検証といいますか、調査、こういったものは、これまでにあっておりますでしょうか。

○議長（阿部 寛治） 立花課長。

○総務課長（立花 博友） 今までにそういったことの検証等は行っておりません。

前回改定案を出したときに、近隣の食堂さんとかの駐車場がないところなどがそこに使われてという話をしてありますけど、検証的なことは行っておりません。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） そのほかにありますか。

松田議員。

○議員（松田 國守） 先ほど申し上げましたんですけれども、「違法駐車」これによる誤作動が働いて、こういったことにもなるんじゃないか。いわゆる機器の改修工事をやらなければいけないその理由として、そういうふうになったということについて、この違法駐車が、今でもあっているんですか。

○議長（阿部 寛治） 立花課長。

○総務課長（立花 博友） 最近では、そういったことに関しては、まず聞いておりませんが、以前は、結局、管制機器のすき間が多かったというところで台数の誤差がかなり生じていますが、現在はほとんどそういうことはなくなっていると思います。

○議長（阿部 寛治） そのほかありますか。

松田議員。

○議員（松田 國守） ありません。議論を進めさせていただきたいと、そういうふうに希望しますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） では、質問順位2番 品川 静 議員。

○議員（品川 静） 議席番号3番 品川 静です。

今回は「行政から住民の皆さんへの情報発信について」お伺いします。

自治体が発信する情報は、行政施策や生活に必要な情報、命や財産にかかわるものなど多岐にわたります。対象となる住民に確実に情報を伝え、行政サービスの周

知や利用促進、必要な手続や行動などを促すためにとても重要です。

今や、スマホの普及とともに若者から高齢者までコミュニケーションの方法が大きく変化をしています。音声自動入力や触れるだけで送信できるスタンプなどの機能が多様性を兼ね備え、高齢者や障がいのある方にとっても利便性の高いものになっています。実際、家族や友人とのやりとりをLINEやメールで行う高齢者も多くいらっしゃいます。一方で、SNSでのコミュニケーションが主流の若い世代は、電話を含む行政窓口で直接相談することに不便を感じているという指摘もあります。

篠栗町の情報や行政サービスは、ホームページや広報紙である「広報ささぐり」で知ることができ、町民にとって有益な情報も網羅されています。

しかし、自ら検索し、情報を探して閲覧しなければならないホームページや原稿締め切り後の情報が更新できない広報紙では、必要な人へタイミングよく情報を届けるには限界があります。

例えば、広報紙などには「子育てガイドブック」が発行されることが掲載されていました。しかし、子育て世代が多く住んでいるマンションは、自治会未加入の場合、広報紙が配られないこともあり、情報を知らない方がいます。

それらを踏まえて、今後の行政の情報提供方針について伺います。

まず一つ目です。

最近では、フェイスブックなど、役場の公式アカウントからの情報が流れてきますし、マチイロというアプリケーションでは広報紙が読めるようになっています。もちろん、SEO対策などもしっかりされていると思います。ですが、肝心なのは、住民が求める情報や読みたい魅力がある記事が発信できているかではないでしょうか。

日々発信されている情報の中には、思いあふれる言葉で篠栗のイベントなどの情報や魅力を、篠栗の今を発信している町民の方の記事をよく見かけます。地域の情報発信で一番大切なのはその地域を思う気持ちで、思いがあふれた記事には人を引き付ける力があると感じます。

そこで、ホームページ内に、活躍してくださっている地域おこし協力隊や、発信力のある町民を情報発信者として起用する公式サイトを開設する可能性はあるのか、また、広報紙は、保管のしづらい形状やスマホでも見やすいウェブ版への流用ができるレイアウトへの変更。また、広報紙の配布方法の改善などを検討できないでしょうか。

次に、この度のコロナウイルス対策など、刻々と更新されていく情報の扱いなど

を例にとっても、情報量の多さと速さに対応していかなければなりません。

タイムリーで正確な情報を確実に届けるには、既に多くの人が使っているLINEなどのアプリケーション利用が有効だと考えます。

例えば、LINEには地方公共団体向けのプランがあり、福岡市などの自治体が導入しています。子育て・ごみ・災害などのカテゴリーから利用者が選んだ必要な情報だけが手元に届くため、とても有効であると感じます。基本プランは無料のようですが、このような情報配信ツールを導入することはできないのでしょうか。

最後に、子育てガイドブックの配布及び活用方法について、該当世帯への周知活動はどのようなものなのかを教えてください。

以上です。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部 寛治） 答弁を求めます。

町長。

○町長（三浦 正） 品川議員からのご質問「タイムリーで効果的な行政の情報発信について」お答えいたします。

今日の情報通信技術の発展は、目まぐるしいものがあり、2018年の総務省の調査でも世帯保有率では、パソコンよりもモバイル端末が上回り、その中でも80%弱がスマートフォンを保有しているとのことでございます。

電波状況にもよりますが、どこからでもアクセスし、容易に情報を得ることや様々な情報発信を行うことが可能となってきた時代でございます。

このような時代背景の中で篠栗町では、情報発信ツールとして「広報ささぐり」「回覧板」などの紙媒体と「ホームページ」「フェイスブック」「インスタグラム」などの電子媒体を活用し、情報発信を現在行っているところでございます。

ご質問の各項目につきましては、まちづくり課長。最後の項目につきましては、こども育成課長から答弁をいたさせますのでよろしく申し上げます。

○議長（阿部 寛治） まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） それでは、一つ目のご質問、ホームページ内に地域おこし協力隊や町民の情報発信者として起用するサイト開設の可能性についてお答えいたします。

外部の方が篠栗町公式ホームページ内に直接サイトを開設することは、内容の確認等が必要なため運用規程によりできませんが、ホームページ内でリンクして地域おこし協力隊などが発信する情報を、発信管理者が認めたサイトへ飛ばすことは可

能であります。今後、運用等に支障がないか検証を重ね、検討してまいりたいと思います。

特に、今年度から着任されています地域おこし協力隊員の溝口聖子さんは、私たちが見落としている篠栗町の良いところを掘り起こして積極的にPRをいただいております。広報ささぐりにおいても「日々の暮らしinささぐり」という連載コラムを持っていただいております。

今後は、溝口さんが発信されていますインスタグラムの「篠栗を歩こう」へのフォローを呼びかけるなど、篠栗町の魅力発信に繋がる篠栗版インフルエンサーを増やすサポートを行ってまいりたいと考えています。

また、広報紙のデータ保存のしづらさ、WEB版の読みづらさを含めたりリニューアル、広報配布の改善などの検討についてですが、町では、地方自治体の発行する広報紙や各種行政情報をお届けするスマホアプリ「マチイロ」を導入しており、広報発行日に「広報ささぐり」「議会だより」を掲載しております。

このアプリは、スマホやタブレット端末で広報紙を読むことができます。

パソコンがない出先でも広報紙を読むことができるため、このアプリをインストールしていただけるよう広報紙・フェイスブック等で情報発信しているところでございます。

また、現在の広報紙は、縦書きと横書きが混合し、読みにくいものがあつたかと思いますが、令和2年5月号から横書きの文面に統一し、読みやすさを追求した広報紙になるようリニューアルの準備を進めております。

これからもホームページや広報紙も様々なご意見をいただき、愛される情報発信ツールとなるよう改善を図ってまいりたいと考えております。

広報紙の配布の件でございますが、紙媒体だけではなく、ホームページやスマートフォン、タブレット端末等で確認することができますので、広報紙配布は、これまでどおり各行政区を通じた配布、若しくは、役場総合窓口等での配布を続けてまいりたいと考えておるところでございます。

二つ目のご質問でございますが、タイムリーな情報発信を補足するために、LINEなどのアプリケーションの利用が効率的とのご提案についてお答えいたします。

町では、アプリケーションを用いた情報発信は有益なものと考えており、昨年11月に開催されましたLINE福岡が主催する地方自治体向けの説明会に参加し、情報発信の手法を検討しているところでございます。

今までは、全ての情報を提供し、その中で必要な情報を選択していただいております。

ましたが、これからは、関心のある情報だけを得たいという方に向けた情報発信に務めていく必要があると感じておるところでございます。

今後、LINEを活用した情報発信が行えるよう研究を重ね、取り組んでまいりたいと考えております。

三つ目のご質問の「子育てガイドブックの配布及び活用方法」について、こども育成課長がお答えします。

○議長（阿部 寛治） こども育成課長。

○こども育成課長（井上 伸一） それでは、品川議員の3番目の質問「子育てガイドブックの配布及び活用方法について該当世帯への広報活動はどのようなものなのか」についてお答えをいたします。

ご質問の子育てガイドブックは「篠栗町子育てガイドブック」として、子育て世帯に役立つ行政サービスなどの情報を1冊にまとめた冊子で2,500部発行し、令和2年5月中の配布を目標に準備を進めているところでございます。

配布先は、町内の保育施設及び幼稚園を利用している保護者、並びに母子手帳発行時に保護者へ配布する予定でございます。

また、電子書籍版の同時発行を予定しておりまして、専用アプリケーションをスマートフォンにインストールすることにより、いつでもどこでも内容の閲覧が可能となります。

広報については、篠栗町ホームページと広報ささぐり5月号に掲載を予定しております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 品川議員、再質問あります。

はい、どうぞ。

○議員（品川 静） では、ホームページのアクセス解析とかで、1日どれぐらいのアクセスがあるかとかいう分析の数字はございますか。

○議長（阿部 寛治） まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） ホームページのアクセス数でございますが、令和元年度で今年は30万件弱の数字であったと認識しております。年間です。1日何件というのは、すみません、そこまでは把握しておりません。今のところ年間で29万台だったという認識しております。

○議長（阿部 寛治） それでいいですか。

どうぞ、品川議員。

○議員（品川 静） その数字が、私がどれぐらいの影響力があるのかというのが、今、私もわからないんですが、私の周りで、やはりその情報を、ネットとかで見ている若い世代の子たちは、「せっかくの行政のサービスを知らない人がまだたくさんいるな」というのがすごく実感としてあって、それがすごく、いつももったいないなと思っているところであります。

特に命を守るための情報というのは待ったなしですし、情報発信への取り組みは、非常に重要であると思います。

今、答弁をいただいた中で、検討していただける内容というのが具体的に上がっていましたので、それを一日も早く皆さんに届けられるようにということで、町人の声が反映された生き生きとした情報も含めて情報発信していただけて、篠栗の魅力が町内外にも伝えられるように取り組んでいただけたらと思います。

それをお願いして終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（阿部 寛治） 続きまして、質問順位3番 田辺 弘之 議員。

○議員（田辺 弘之） おはようございます。

議席番号5番 公明党の田辺でございます。

今回は「災害時のマンホールトイレの活用について」質問いたします。

昨日も朝8時15分に地震がありまして、うちはマンションの上のほうですから、かなり揺れてですね、それでも震度が1、また東区や飯塚市では震度2、福岡全域に広がる地震がありました。コロナウイルスも含めて、今何が起こるかわからない時代でございます。

だから、それについて質問いたします。

来週で9年目を迎える東日本大震災では、約39万人の方が避難されました。発生から20年目の阪神淡路大震災では約31万人、4年前の熊本地震では、18万人を超える避難者が出ました。

大規模災害の際、すぐに困るのがトイレの問題だと言われております。停電、断水、給排水管や汚水処理施設の損傷など、様々な理由で水洗トイレが使えなくなることが多く、日本トイレ研究所が東日本大震災の後に行った調査では、被災から3時間以内にトイレに行きたくなった人の割合は31%、6時間以内では67%でした。排せつは我慢ができないため、災害時は数時間以内にトイレの整備が必要になると、その調査は示しております。

避難所で聞いた「今、一番必要なものは」という質問でも、3日後、4日後でも

1位は、簡易トイレでした。断水でトイレを心配し「水分を控えた」など、災害時のトイレは最重要課題の一つと考えられます。

災害時のトイレとしては、仮設トイレが普及していると思われませんが、東日本や熊本地震では、仮設トイレが避難所に行き渡るまで4日以上かかったと言われております。

そこで考えられたのが「マンホールトイレ」です。「マンホールトイレ」とは、下水道管路にあるマンホールの上に簡易な組立式の便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するものです。

「マンホールトイレ」は、日常使用しているトイレに近い環境を迅速に確保できるという特徴があり、東日本大震災では、宮城県東松山市が発生の前の年に避難所に「マンホールトイレ」を設置したため、トイレの問題はかなり解決されたということです。一方で、この「マンホールトイレ」の設置は、平成28年度末で、全国で約2万6,000基にとどまっており、更なる普及が必要であり、また大規模震災等の経験から、女性や子ども、高齢者等が安全に安心して使えるように配慮が必要であるという課題も明らかになりました。

「マンホールトイレ」には、下水道に直結するもの、簡易水流によって下水道に流すもの、くみ取りタイプなどがあり、学校のプール脇などに設置する大規模な流下式など、費用がかかるものもありますが、公民館や一戸建て家屋のマンホールを利用するテント型でしたら車椅子が入るものでも10万円以下で購入することが可能です。

篠栗町は、ほぼ全域に公共下水道が整備されております。「マンホールトイレ」は、この下水道管を利用するので、くみ取りの必要もなく、日常に近いトイレ環境が迅速に確保でき、被災者の安心にも繋がると考えます。

国土交通省は、「マンホールトイレ」整備運用のためのガイドラインを作成しており、「災害時におけるトイレ機能の確保が、被災者の健康のためにも重要である」と「マンホールトイレ」の整備を促しております。

これらを踏まえ、災害時のトイレ環境と「マンホールトイレ」の活用について、次の質問をいたします。

①災害時のトイレ対策はどうするのか。

②一般避難所で避難生活が困難な高齢者や障がい者、妊婦など、災害時に援護が必要な人たちに配慮した福祉避難所の指定はしているのか。

③「マンホールトイレ」の利用に関して問題点は。

④「マンホールトイレ」の導入は考えられるのか。

⑤各地区に「マンホールトイレ」の導入の補助は可能なのか。

以上、答弁をよろしく願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 答弁を、順次求めます。

総務課長。

○総務課長（立花 博友） それでは、「災害時にマンホールトイレを」という、田辺議員の五つのご質問にお答えいたします。

まず、①の災害時のトイレ対策についてですが、「篠栗町地域防災計画」で大規模な災害により、水洗トイレ等が使用できなくなった場合は、仮設トイレの提供等の必要な措置を行い、その処理が難しい場合は、他市町村の応援を要請することと定めております。

また、「災害時における物資の調達及び供給に関する協定書」を民間企業と交わしてありまして、簡易トイレ等を速やかに調達できる体制を整えております。

併せて、本年度導入するトイレトレーラーは、大規模災害時に電気や水道が使用できない状況での活用を想定するものであり、トイレトレーラーを配備する各市町村が、被災市町村へ集結する「災害派遣トイレネットワーク」に賛同する市町村も増加しており、そのネットワークも有効に活用していきたいと考えております。

次に、②の福祉避難所についてですが、福祉避難所につきましては、オアシス篠栗を指定しております。一般避難所では、生活が困難な高齢者や障がい者など、配慮を要する避難所に対応することとしております。

次に、③の「マンホールトイレ」の利用に関しての問題点は、のご質問についてですが、マンホールトイレは、1基当たりの価格は概ね8万円でございます。

マンホールトイレには、「本管直結型」「流下型」「貯留型」の三つの形式がございます。

「本管直結型」は、道路や歩道などにある下水道マンホールの蓋を開けて、その上にトイレを設置するものです。

「流下型」は宅地内にある汚水桝の蓋を開け、その上にトイレを設置するものになります。

「貯留型」は、排水管の中にし尿を溜める機能を設けたもので、原理は「本管直結型」「流下型」と同じでございます。

「本管直結型」は、下流側の下水道管路や処理場が被災していない事が設置の条件となります。

また、町内に設置した下水道マンホールは、車道や歩道内にあるため、トイレを設置する場合は通行の支障となるなど、設置場所に制約がかかります。

「流下型」及び「貯留型」については、水を流さないと管内にし尿が詰まりやすくなるため、その水源や送水手段の確保が必要となります。

なお、本町におきましては、「貯留型」に対応した排水管はございません。

④の「マンホールトイレ」の導入についてですが、ご指摘のとおり大規模災害時に緊急な対応が必要なものとして、使用可能なトイレの確保が重要なものと考えております。「マンホールトイレ」は、速やかに簡単に設置できる点やバリアフリーに設置できる点、くみ取り等が不要であることも被災時の臨時トイレとして非常に優れているものと考えます。

しかしながら、先に述べました問題点もございます。今後は、費用対効果や避難所内での活用が可能かどうかなどを含めまして、導入を検討していきたいと考えております。

最後に⑤の各区における「マンホールトイレ」の導入の補助についてですが、全ての行政区で公共下水道が整備されていないこと。また、マンホールトイレの設置上の問題点などを勘案し、現段階では、マンホールトイレに対する補助等を実施することは考えておりません。

しかしながら、各避難所内のトイレが使用できなくなった場合の対策は必要であり、他のトイレを含めまして検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 答弁が終わりました。

再質問どうぞ。

○議員（田辺 弘之） 上下水道課長に聞きたいんですけども、例えばですね、マンションにはないんですが、一般家庭の家の前に、駐車場なんかに枦がありますよね、汚水枦。それを使って、例えば私が家に住んでいるとして、安いものもありますから、マンホールトイレを購入して、それを使用することは可能なんですか。

○議長（阿部 寛治） 上下水道課長。

○上下水道課長（八尋 正記） 上下水道課です。

敷地内であれば、行政の許可は不要と考えております。ただし、マンホールトイレの利用にあたっては、先ほど答弁しましたように、やっぱり水を流さないと詰まりますので、水の確保が重要だと考えております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 田辺議員。

○議員（田辺 弘之） 災害時に水が止まることもあると思うんですけれども、例えば、お風呂場に溜めた水をですね、水の確保があれば使っても良いということなんじゃないかな。

○議長（阿部 寛治） どうぞ。

○上下水道課長（八尋 正記） はい。大体、そういうことです。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 田辺議員。

○議員（田辺 弘之） ちょっと離れるかもしれませんが、うちは、マンションなんですよね。マンションなんか、使えると思ってどんどん使っても構わないんですか。なにか、ちょっと外れると思うんですが。

○議長（阿部 寛治） 上下水道課長。

○上下水道課長（八尋 正記） マンションの場合とかは、多分、ベントナさんとかは高層マンションでございますので、トイレに行きたいと思われたときは、そこまで確認はできないと思いますが、上から下のほうまで1本のパイプで繋がっている構造が多いものですから、一本のパイプで繋がって地下の排水管を通過して、本管を経由して汚水が流れて行く、そういった構造になっておりますので、下流側の管が被災された場合は、上から流されると、やっぱり、1階とか2階のところに、噴き出す可能性がございますので、それについては十分ご注意いただきたいということでございます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 田辺議員。

○議員（田辺 弘之） 今答弁で、費用対効果や避難所内での活用が可能であるかどうか含め導入を検討していきたいと言われましたが、これに関して、補助金などはあるんでしょうか。

○議長（阿部 寛治） どうぞ、上下水道課長。

○上下水道課長（八尋 正記） 国土交通省では、地震に対する安全を高める目的で、下水道総合地震対策事業を創設されております。

交付要件といたしまして、敷地面積0.3ヘクタール以上の防災拠点又は避難所に、下水道環境を整備する下部構造に限られております。また、マンホールトイレの上部構造の購入などを支援する効果促進事業がございます。

どちらも下水道総合地震対策計画の位置付けが必要でございますので、県に対

して計画策定のための支援、国に対して交付要件の緩和をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 質疑をどうぞ。

○議員（田辺 弘之） ここでは簡易トイレの調達を民間企業と交わしているのですが、この内閣府防災担当の避難所におけるトイレの確保、管理ガイドラインでは、市町村は過去の災害における仮設トイレの設置状況や国連等における基準を踏まえ、災害発生当初は避難者約50人当たり1基、その避難が長期化する場合には約20人当たり1基、トイレの平均的な使用回数は1日5回を一つの目安として、備蓄や災害時トイレの確保計画などを作成することが望ましいとあります。

福祉避難所もオアシス篠栗1か所のみ、障がい者の方もいらっしゃいますので、こういうことも踏まえながら、これらを参考に次の防災計画に反映されることを要望して、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 引き続き、4番 村瀬 敬太郎 議員。

○議員（村瀬 敬太郎） 議席番号7番 村瀬敬太郎でございます。

本日は、「戸別受信機の導入で防災情報の多重化を図るべきでは」という観点で質問をいたします。

防災行政無線が更新、デジタル化されて数年が経ちますが、それ以前から、屋外スピーカー（トランペット放送）の音が「聞こえづらい」という声が山間部をはじめ、街部からも多く聞かれます。担当課では、その都度、対応はいただいていると思いますが、根本的な解決には至っていないように思います。

デジタル化をすれば、様々な媒体による防災情報の発信が可能になるとのことでしたが、現在、屋外スピーカーによる放送以外に、どのような方法による情報伝達がなされているのか尋ねます。

総務省では、近年の災害の激甚化を踏まえ、防災情報伝達手段の多重化・多様化に取り組んでいます。中でも、戸別受信機は大雨や台風などの環境音や、建築物の高気密化による聞こえにくさに影響されにくく、また、スマートフォンなどの携帯端末をお持ちでない方々にとって有効な情報伝達手段であるとしています。また、令和2年1月31日に総務大臣名で「防災行政無線の戸別受信機の導入促進」について、全国の都道府県知事、市区町村長あてに配信されており、自治体への機器の無償貸し付けや、財政支援など様々な施策を講じ、「積極的な導入をお願いした

い」としています。

わが町も過去数度の土砂災害、洪水災害、また火災を経験し、苦い経験もございます。住民の安全・安心のため、戸別受信機を理想的には全町でと言いたいところですが、少なくとも難聴地域へ導入するべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） 答弁求めます。

町長。

○町長（三浦 正） 村瀬議員からの「戸別受信機の導入で防災情報の多重化を」というご質問にお答え申し上げます。

篠栗町では、10年前の平成22年7月に3日間で560ミリの集中豪雨が降り、2名の尊い人命を失う土砂災害を経験いたしました。災害時の緊急避難等の正確な情報発信が如何に重要かということに身に染みて経験いたしました。当時、かつてない100ミリの時間雨量が3時間ほど続き、土砂災害が発生し、町内に床下浸水地域が広く出たわけですが、最近全国各地で、この時間雨量100ミリを超える雨が降っております。いつまたわが町でもこうした集中豪雨による災害が発生するかわからないことから、これまでも継続的に治水対策を行ってきたところでございます。

防災無線につきましても、より精度を上げるべく最新設備に変更したところでございますが、緊急時には豪雨の音にかき消されて、その機能を十分発揮することができない状況であることは否めません。そうした現状を踏まえての、今回のご質問であろうかと認識しております。

では、ご質問にお答えいたします。

まず、屋外スピーカーによる放送以外での防災情報の発信方法は、平常時の防災情報と、災害時や災害発生の高危険性の場合の緊急情報を発信する2種類がございます。通常時は、町ホームページや広報紙、町のフェイスブックなどを活用しながら、防災情報及び注意喚起情報等を発信しているところでございます。また、災害時等の緊急情報の伝達手段といたしましては、篠栗町内において、スマートフォンや携帯電話に緊急情報を表示する「緊急エリアメール」のほか、県の防災システムを活用したテレビのデータ放送への情報の表示等がございます。

平成24年度に防災行政無線をデジタル化したことにより、消防庁全国瞬時警報システムであるJアラートからの情報を、防災行政無線及び町ホームページからの即時配信に対応できるようになりました。緊急地震速報や弾道ミサイル等の緊急

情報のほか、大雨警報等の気象警報に関する情報についても、このシステムを利用した即時配信を行っております。また、屋外スピーカーで配信した情報を電話で確認できる「防災行政無線テレホンサービス」もデジタル化により実施可能となっております。

議員ご指摘のとおり、屋外放送については、建築物の高気密化や風雨などの影響により、聞こえづらいことがあることは承知しておりますが、高齢者やスマートフォン等をお持ちでない方など情報が届きにくい方々への対応については、テレホンサービスの利用及びLアラート、これは県、市町村、電気ガス事業者が発表した住民向けの災害情報を、放送局や携帯電話事業者などのメディア事業者と共有し、地域住民にテレビ等で情報を発信するシステムでございますが、このLアラートによる情報をテレビやラジオから確認いただくよう広報等により周知している状況でございます。

町といたしましても、高齢者や要支援者等の避難に時間を要する方や、土砂災害警戒区域等にお住まいで早急な避難が必要な方々への、確実に情報を伝達する手段の備えが必要と考えております。そのための手段といたしましては、戸別受信機を含めて様々な方法や媒体があり、各種の特徴やメリット、デメリット、費用対効果等を含め検討を進めているところでございます。

なお、「防災行政無線の戸別受信機の導入促進事業」につきましては、「無償貸付」と「相談事業」の二つのメニューがあり、「無償貸付」については、今後戸別受信機を配備していく自治体を対象とするものであったため、様々な媒体等を検討している篠栗町といたしましては、申請を見送っております。

しかし、「相談事業」につきましては申請してございまして、戸別受信機をはじめとする高齢者世帯等への情報伝達手段の整備に関する助言を受けられるとともに、戸別受信機10台程度の貸付があり、モニター利用が可能なものとなっております。

この「相談事業」により、戸別受信機の有効性を検証したうえで、導入の可否を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問はございますか。

村瀬議員。

○議員（村瀬 敬太郎） なかなか厳しいご答弁であったかと思えます。

役場からの放送の内容というのは、早急に住民の方に伝えたいということがほとんどであろうかと思えますが、情報は届かないと意味がないわけではございまして、

特に、防災情報はですね、時として命にかかわるものがございます。

住民の中にはですね、全額自費でもいいから、戸別受信機が使えるようにならないかとおっしゃる方もいらっしゃいます。

やっぱり土砂災害区域、土砂災害や洪水の危険がある地域にお住まいの方々にはですね、切実な問題ではないかと思えます。

そこを考えれば、できるだけ早急に対応すべきと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） 総務課長。

○総務課長（立花 博友） もちろん、早急にといいこともございますが、ただし、戸別受信機の関係で、今年久山町さんがやっています。

大本のアンテナにつきましては、米の山の頂上に設置ということで、現在されております。町内全域に向いていないと、小さな戸別のアンテナでは、なかなか届きづらいということがありまして、小さいアンテナでは難しい場合は、別途にそれより高いポール式のアンテナを設置しないとだめだということもあります。

金額的に言いますと、10万から20万という費用が別途、一基その家に設置するに当たってかかってくるということもございますので、その辺りは費用対効果を含めまして、どの辺りが妥当な線かということも考えて、今回モニターという形で検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） どうぞ、再質問。

○議員（村瀬 敬太郎） ただいま検討中ということでよろしいでしょうか。

前向きのお答えというふうに捉えさせていただいてですね、難聴地域の解消に向けて1日も早い導入をお願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 開始から1時間ほどたちましたので、ここで10分ほど休憩したいと思います。暫時休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（阿部 寛治） では、再開いたします。

質問順位5番 藤木 高裕 議員。

○議員（藤木 高裕） 皆様こんにちは。議席番号1番 立憲民主党の藤木高裕でございます。

いよいよ新しい元号も2年目を迎えております。これからの時代を担う篠栗町議会の一員として、将来のため、そして町民の皆様にわかりやすい質問をするよう心がけていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、質問に入ります。

まず初めに、北地区産業団地に関する質問です。昨年末4社目の企業が決定したとの発表がありました。町長をはじめ、執行部の皆様のご尽力と進出企業の関係各位に対し、まずは感謝を申し上げます。

ところで、全6区画のうち残りの2区画の進捗はどうなっているのでしょうか。昨年6月定例会で町長は、「今年度末までに6区画全てにおいて進出企業が決まるものと確信している。」と答弁をされています。町長が自ら事実上、期限を切られたことで、今後、企業側が強気に交渉してくるのではないかと、つまり、町が契約上、譲歩をせざるを得ない不利益を被ることがあるのではないかと危惧しております。これは私自身も感じるころではありますが、地域の方からいただいた声でもあります。そこでまず1点目に、残りの2区画について、最新の状況、見通しをお聞かせください。

償還についてお尋ねします。昨年の6月定例会で町長は、「進出企業の固定資産税収、法人事業税収、町内雇用者の住民税収」について言及されています。現在ある程度、進出企業が決まったことにより、税収の見通しが立ったと思っております。平成30年の特別委員会の資料によりますと、進出企業の固定資産税収は1億2,000万円。法人事業税収は4,000万円となっております。今現在の税収見通しをお答え願います。

次の質問に移ります。

町長は6月議会での答弁で、「北地区産業団地は、観光面での企業の工場見学や物販で国内外からの観光客が増え、賑わいをもたらしてくれるとともに、町の産業に活力を与え、元気なまちづくりに寄与するものと確信している」と言われました。

篠栗町の総合計画「ささぐり みんなの羅針盤」、この総合計画、第二章、商工業の振興の項目、基本方針3、新たな賑わいづくりの欄には、直売所の来場者、目標値、年間延べ100万人と書いてあります。この数字の根拠はあるのでしょうか。そして、進出企業との合意もとれているのでしょうか。

答弁をお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 答弁を求めます。

町長。

○町長（三浦 正） 藤木議員から「篠栗北地区産業団地開発について」の三つのご質問がございました。この篠栗北地区産業団地開発は、平成27年に計画をし、現在に至っているわけでございます。これまで、議会にご説明してきた内容とも重なる点があるかと思いますが、ご質問につきましては、3項目について、まちづくり課長から答弁いたします。

○議長（阿部 寛治） まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） 藤木議員からのご質問の「篠栗北地区産業団地開発について」お答えいたします。

まず、ご質問の「進出企業の進捗状況を問うについて」でございますが、平成30年5月28日に企業立地協定を締結しましたケアユー株式会社に始まり、同年8月30日に株式会社やまやコミュニケーションズ、同年11月22日には、極東ファディ株式会社、そして、令和元年12月24日に九州製氷株式会社と6区画中4区画の進出が決定しているところでございます。残り2区画に関しましては、現地視察も終えられ社内役員会等で協議中との報告を受けております。進出を検討する企業にとっては、購入面積も大きいことから手続に時間を要しているものと考えられます。

昨年の6月定例会以降、工事の進捗が当初の目論見よりも遅れていることから、各区画を進出予定企業にご覧いただく時期が延びたことにより、今年度末までの進出企業の決定とは至っておりませんが、引き合いは両区画とも数社ずつ来ており、企業側の最終判断を待っているところでございます。

町長が期限を切ったことで強気に交渉してくるのではないかとのことですが、関心を持っていただいている企業は、町が示す売却価格を了承しており、町としても当初に示した額を下げるつもりはございません。

次に償還に関し4社決定したことからある程度の税収の見通しが立ったのではとのご質問ですが、現在、売買契約あるいは企業立地協定締結を終えた企業は、設計に入っている状況です。聞くところによりますと、平屋にするか2階建てにするものか、また、配置をどのようにするものなのか、様々な案を練ってあると聞いております。その点から申しますと建屋の規模や構造も検討段階であり、建屋に係る機械装置や什器備品等の規模も含めて検討している状況にあります。

また、工場規模やロボット化の仕様を検討している現段階では、予定従業員数も流動的であり、現段階で予想される税収についてお示しする時期ではございません。あと1年たって建屋が見えてくる時点では具体的にお示しすることが可能になると

考えます。

進出企業には、新たな拠点として篠栗町を選んでもらっております。一昨日開催いたしました企業の実務者レベルでの打ち合わせ会において、町長から三方を山に囲まれた環境に見合った篠栗北地区産業団地全体のバランスを互いに考慮していただき、一つのまちを形成する六つの工場建屋となるよう、事業パートナーの鹿島建設株式会社と十分にご協議いただきたいとの申し出を行っているところでございます。

次の年間来場者についてのご質問ですが、現在、進出企業と実施しています篠栗北地区産業団地組合準備委員会におきまして、本町の魅力発信となるコーナーの設置や特産品の販売などを行えるスペースの確保を協議しているところでございます。

また、各企業とも体験型の工場見学や社会科見学の受け入れ等を実施し、福岡の新たな食の発信拠点となるよう取り組むことにしています。

篠栗町総合計画みんなの羅針盤において「直売所の来場者を年延べ100万人とする計画を立てておりますが、町の直売所だけではなく各企業の直売所並びに工場見学等を含めた目標であることをご認識ください。なお、「この数字の根拠は」とのことですが、篠栗四国八十八ヶ所霊場の来訪者に並ぶものとの思いから100万人と設定したものでございます。2020年から5年間で取り組む「第2期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、人を呼び込む施策の中に篠栗北地区産業団地の賑わいづくりの項目を入れましたが、審議会においても100万人の根拠は、と委員からのご質問を受けました。そこで、まず企業の見学や立ち寄りスポットとしての施設を整備することにより、年1万人を達成するとスタートにおけるKPIを設定したところでございます。

この目標の達成に向けて進出企業や、観光協会等と一体となって街の賑わいを高めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（阿部 寛治） 藤木議員、一問目の再質問は。

はい、どうぞ。

○議員（藤木 高裕） 答弁ありがとうございます。

一度に3問させていただいて、一つずつ確認していきたいと思っております。

今のところ、残りの2区画は協議中ということだと思っておりますが、今コロナウイルスの関係で、非常に国内は混乱していると思います。そこで、万が一決まらない、今年度中ではなく、決まらないという状況もあり得るかとは思いますが、その場合、責任の所在というものは発生してくると思います。

その場合、そこの責任はどこに行くのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） 町長。

○町長（三浦 正） 万が一決まらないということによる責任の所在等々を今申し上げる時期ではないかと思っております。

後ほどの質問でも答えますけれども、これが塩漬けになるような物件ではないということを確認しているところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ。

○議員（藤木 高裕） では、売却において不動産価格、事業用地の3区画目は約8億3,000万、事業地4のところは、約4億6,000万だと思うんですが、その価格に変更はないということよろしいでしょうか。

○議長（阿部 寛治） 町長。

○町長（三浦 正） これは全体の開発を開始する時にあたって、私どもが設定して不動産鑑定士により設定した価格でございますので、これを下げるようなことは一切ございません。

○議長（阿部 寛治） 藤木議員。

○議員（藤木 高裕） 償還についてでございますが、今のところ試算はお示しできないとおっしゃられましたが、それではこの固定資産税収1億2,000万や法人事業税収4,000万はどうやって試算されたのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） その当時の説明では、一般的な資産として1億2,000万、4,000万というのを挙げましたが、これにつきましては、もう具体的な建屋が決まっていく段階ですので、もう少ししっかりした形での説明が、今後必要であろうかということで、今の段階で同じような、まだ建物も建ってないところで、今そういうふうな説明をするのは適切でないということで申し上げたところでございます。

これも後ほどの質問でも答弁する予定でございますが、まずは、9月の第3回定例会において、その時点で固められる可能性があるところを、全て固めたところでご報告申し上げたいと思っております。

○議長（阿部 寛治） 藤木議員。

○議員（藤木 高裕） 返済自体は来年度から、もうすぐ始まると思うんですが、現段階では4社しか決まっていらないと思います。

そこで、試算はしておかなければいけないと思いますが、如何でしょうか。

- 議長（阿部 寛治） はい、町長。
- 町長（三浦 正） 度々申し上げておりますが、今年度中は少し工事の完成が遅れた関係で、来年度の4月になるわけでございますが、それに基づいて、私どもが今要望のあっております企業とお話をしていきながら、2020年度中には固まっていくものと考えております。
- 議長（阿部 寛治） 藤木議員。
- 議員（藤木 高裕） それでは、年間来場者数についてでございますが、まずは1万人を目指すということでしょうか。
- 議長（阿部 寛治） はい、町長。
- 町長（三浦 正） 元々「篠栗みんなの羅針盤」において100万人という、これはビジョンとして作り上げたものでございますけれども、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、1年ごとにKPIをしっかりと固めていかなければいけませんので、その工業団地が開始してスタートしたときには、まず1万人を必ず目指そうと。それから、順次、その事業展開が固まるにつれて、毎年の審議会において、次のKPIを固めていく。将来像といたしましては、今、まちづくり課長から申し上げましたように、篠栗町のこれまでの観光地と言われます霊場関係に匹敵するような地域にしていきたいという思いで100万人ということを将来像として挙げているものでございます。
- 議長（阿部 寛治） 藤木議員。
- 議員（藤木 高裕） 総合戦略はマスタープランで、ですが、この100万人は目指したい。希望的観測な数字ということでしょうか。
- 議長（阿部 寛治） はい、町長。
- 町長（三浦 正） 総合計画はマスタープランではございませんで、その辺のところはご了解いただきたいと思いますけれども、総合計画は総合計画でございまして、私どもの、要は「みんなの羅針盤」という形で5年計画を作っておるわけでございますが、これについては、ビジョンを謳い込むというのがこれまでの形でございます。それに加えて、この「まち・ひと・しごと創生総合戦略」というのは、年度ごとの具体的なKPIを示すことが求められておりますので、まず足元から1万人というものを挙げたところでございます。
- 議長（阿部 寛治） 藤木議員。
- 議員（藤木 高裕） ちょっと、質問の切り口を変えて、直売所というものは、私自身、道の駅、例えば糸島の「伊都菜彩」だったりを想像してはいますが、そういっ

たものを直売所と言われているのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 今、実際進出する企業と打ち合わせしているところでございますけれども、やまやさんが既に自社の工場見学のラインの中で、自社の直売所を作るということを発信していただいております。それに付随して私どもの町の観光協会の売店も作ろうということでございます。併せて、極東ファディさんが、焙煎工場が先に立ちますけれども、その後、眺望がいい場所に喫茶コーナーを作るということを計画されてあります。

そういうふうに諸々の進出企業がそれなりの予定策を考えておりまして、それを総計してこの町に来られる方を100万人という将来像を今イメージしているところでございます。

○議長（阿部 寛治） いいですか。

1 問目終わりますか。

○議員（藤木 高裕） 一問目は終わります。

○議長（阿部 寛治） 自分で言ってくださいね。

○議員（藤木 高裕） それでは、2 問目に移りたいと思います。

「篠栗駅周辺の活性化について」質問いたします。

「ささぶりっち」の供用開始から1年と少し経過いたしました。北側ロータリーの完成に伴い、駅前の混雑緩和と利便性が向上、バリアフリー化などに対する評価の声も町民の方々から聞かせていただいております。町長はこの「ささぶりっち」について、「篠栗町のゲートウェイに相応しいシンボル」「本庁の鉄道の玄関口としてのシンボル」と称されています。

そんな中、私は昨年6月の町長答弁の中に気になる文言がありました。それは建設前の交渉段階に遡ることですが、町長の答弁の中に「JR九州に寄附採納を持ちかけたところ、交渉の余地はなかった。民間は民間、株主あつての」という部分でございます。この事業に対する町や町長の思いと、JR九州との間に温度差というか距離感を私は感じていました。そこで「ささぶりっち」供用開始後の「ささぶりっち」に対するJR九州の反応や評価を町長がどのように認識されているのかをお尋ねいたします。

次に、総合計画に記載の篠栗駅周辺での新規イベント開催に向けた商工会・観光協会・各団体などとの連携強化と取り組み支援についてお尋ねします。篠栗駅の乗車人員は1日4,902人と鹿児島本線の新宮中央駅に匹敵します。取り組み次第

では、町の賑わい創出に大きな効果が見込めると考えています。そこで新規イベントとは具体的にどのようなものを想定しているのでしょうか。

最後に、J R九州は鉄道に限らずマンション事業、高齢者事業、飲食店など多方面に裾野を広げ、人々のライフスタイルに直結する企業活動を行っています。そうした企業とともにまちづくりをしていくことが、今後重要であると考えています。特に、産業団地に誘客するのであれば、駅北側から産業団地までの一体的な魅力を向上させていく必要があると思います。だからこそ、J R九州との連携は必須と考えます。町のビジョンや魅力をしっかりと企業側に伝えていくのがトップの役割であり、町長の手腕、リーダーシップが問われると思います。篠栗町の将来を見据えたまちづくりにおいて、今後J R九州をはじめ企業や団体との連携をどのようにされていくつもりか、町長の決意を問います。

○議長（阿部 寛治） 答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） ただいまは、藤木議員から「篠栗駅周辺の活性化について」三つの項目についてご質問がございました。

まずは、まちづくり課長、それから産業観光課長から個別のご質問の項目について答弁を致しますのでよろしくお願いします。

○議長（阿部 寛治） まちづくり課長。

○まちづくり課長（熊谷 重幸） まず、まちづくり課から一つ目のご質問と三つ目のご質問にお答えいたします。

平成31年1月26日に供用開始いたしました篠栗駅東側自由通路、通称「ささぶりっち」が開通し、令和2年1月末には跨線橋の撤去を終えたことから、周辺の人の流れも落ち着いてきたと感じているところでございます。まさに、篠栗町のゲートウェイだけではなく、シンボリック的存在になったと再認識したところでございます。

一つ目のご質問でございますが、「ささぶりっち」供用開始後のJ R九州の反応や評価についての認識を問うとのことですが、「ささぶりっち」供用開始後、J R九州の反応や評価について特にコメントはいただいております。しかし、利用される方からの反響は大きく、各出入口3カ所にエレベーターが設置され「楽になった」「見晴らしがいい」など、様々なご意見をいただいております。

また、昨年4月から西鉄バスに代わって久山町のコミュニティバス「エコバス」が篠栗駅北側に乗り入れ、路線のアクセスが向上されたことから、篠栗駅の利用者

も増加しております。

三つ目のご質問でございますが「各企業との今後の連携」についてお答えいたします。町では、令和元年6月から篠栗北地区産業団地への進出企業と共に、産業団地の開発コンセプトや賑わいの創出のための仕掛けづくりなどの協議を進めております。例を挙げますと、篠栗北地区産業団地内の町有地を活用した進出企業によるイベントや物販などのマルシェの開催、体験型工場見学など様々な取り組みについて検討を行っておるところでございます。

今後は、JR九州も含め商工会や観光協会、既存企業とも一緒になって様々な提案や新たな観光メニューなどの案をいただきながら、賑わいのある魅力的なまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

2番目の質問は、産業観光課からお答えいたします。

○議長（阿部 寛治） 井上課長。

○産業観光課長（井上 勝則） では、2番目の質問、駅周辺のイベントとは具体的に何かにつきまして、私なりにお答えさせていただきます。

この計画は、篠栗町総合計画「商工業の振興」の基本方針2「篠栗駅周辺の活性化」に記載されております。議員が言われるように、篠栗駅は乗降客も多く、商工業の振興、町の賑わいという観点からも欠かせない存在と考えております。他町では駅前での企画行事などがあり、またJR九州では、各地の駅をスタート地点とした「駅長おすすめのJR九州ウォーキング」を開催してあります。

しかし、現在、篠栗駅周辺で行われているイベントとしましては、商工会屋上で10月に行われている料飲店組合主催の「ハロウィンバル」、商工会主催の年末の餅つき大会、交番裏多目的広場での様々な独自イベントなど、いろいろ行われておりますが、各事業所が単発的に取り組むものとなっております。駅周辺には、イベントを行う上で中心的存在となる篠栗町商工会議所、篠栗町観光協会の事務所があります。町内の中心的な場所に駅があり、町外からも来やすい場所のため、町の賑わいづくりの一つとして、第6次総合計画に掲げております。

昨年4月の春らんまんハイキングで初めて「ささぶりっじ」をご利用いただき、ご来場していただき、「ささぶりっじ」を通過して米の山コース、そして、カブトの森コースへと出発していただきました。あいにくの雨でございましたが、十分に篠栗町の大きな変化を感じ取っていただけたのではないかと感じております。

今後とも、様々な意見をもとに、新たなイベントを立案してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） 藤木議員、再質問どうぞ。

○議員（藤木 高裕） すみません、1点だけ、駅の周辺のイベントをやるうえで、町の行政が中心になってやるわけではなく、商工会や観光協会、そっちの各種団体の方が中心になってやるっていうことでよろしいでしょうか。

それとも一緒になって。音頭を取るのはどこかという質問なんです。

○議長（阿部 寛治） 町長どうぞ。

○町長（三浦 正） ただいま産業観光課長が申し上げたとおり、駅周辺ではいろんな団体がいろんな行事をやっているわけですが、これから以降につきましても、やっぱりそういう団体をベースに、私どもも町が、新たなこういうものやってみようということがあれば、今おっしゃられたような、音頭を取ってやっていくこともしていきたいなというふうに思います。

○議長（阿部 寛治） はい、藤木議員。

○議員（藤木 高裕） 最後に、質問ではないんですけど、現在の町政は、10年後20年後でなく、50年後100年後への町に影響するような重要な決定をしていると思います。

北地区産業団地をはじめ駅の自由通路や、そして昨年末にでた庁舎移転のうわさ話、現在の庁舎は古く耐震性の観点から見ても、建て直しは必須であるとは思っていますが、やはりしっかりとした計画を立てて取り組む必要があると思っております。町だけでなく、JR九州や各企業、各種団体と協力して連携して、大きな絵を描いてやっていくことが町の発展に繋がると思っております。

私、1年間、今、議員をやらせてもらっていますが、町単体ではどうしても限界があると感じております。なので、たくさんの協力あって町の発展であると思っております。ここを強く主張して質問を終わりたいと思います。

○議長（阿部 寛治） 引き続き、通告順位6番 荒牧 泰範 議員。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号12番 荒牧でございます。

1問、町長に質問いたします。

「北地区産業団地の資金計画を問う」ということで、現在進行中の北地区産業団地の事業費の支出について、まず確認の意味も込めて、この事業がどの時点で計画され、現在までコンサル料など、どのような支払い義務が生じ、どの会計から支払われたのか。

また、この後、それぞれの工事等で、いつの時点で支払い義務がいくら掛かり、どの会計から支払う予定かをお示しいただきたいと思っております。

ただし、総事業費を問うておりますので、地元水利権者との協議による水利改修や上下水道敷設工事など、この事業を起こしたために付随する全ての事業費を含めて説明をしてください。その上で、最終的な総事業費と総収入がいくらで、多分赤字となるでしょうが、赤字額はいくらになるのか、加えましてその赤字の返済計画もお尋ねいたします。

また、現在の町の財政状況では、特別会計からの一時借入をなされないと支払いが不可能と思われませんが、2月末時点では、6区画のうちの2区画が交渉に入れず手付かずのままですが、各特別会計条例では、確実な返済が見込めるものしか一時貸出が出来ないようになっておりますので、もし万が一にも売れ残った場合、どの会計からも資金の調達が出来ないものと解しますが、その場合は市中銀行からの借入れで対応されるのか、その辺りについてもお尋ねいたします。

○議長（阿部 寛治） 答弁を求めます。

町長。

○町長（三浦 正） それでは、荒牧議員からの「篠栗北地区産業団地の資金計画を問う」についてお答えいたします。

篠栗北地区産業団地の造成も今年の4月に終わる目途が立ち、団地の形状もはっきり見えてきたところでございます。いよいよ今月に入り団地西側から道路舗装工事にも着手し、国道並びに県道の交差点も設置することとなっております。

それでは、議員のご質問に順次答弁いたします。

まず、この事業がどの段階で計画されたものかのご質問でございますが、平成27年に九州大学から用地取得を行い、同年12月にプロポーザルによる事業パートナーを選考し、平成28年1月末に鹿島建設株式会社を代表企業とする事業パートナー基本協定を締結いたしました。その後、開発許可を平成30年2月に取得し、造成工事に着手し現在に至っております。

次に、コンサル料等のような支払い義務が生じ、どの会計から支払われたのか、また、この後、それぞれの工事等でいつの時点で支払い義務が掛かりどの会計から支払う予定なのかのご質問でございますが、コンサル料等は契約に基づき、契約内容の履行が出来たと確認できれば支払い義務が生じます。工事等の支払いに関しては、篠栗町財務規則第58条により、請求があれば前払金を支払うことになっております。造成に係る工事費の支払いは、工事ごとに前払金と完了に基づく残金を支払っており、造成工事並びに残土処理場整備工事の残金を令和2年度中に篠栗北地区産業団地整備事業特別会計から支払う予定となっております。

議員が言われます総事業費でございますが、篠栗北地区産業団地の開発区域内工事に関しましては36億2,500万円、津波黒地区法面補強工事に10億4,500万円、地元水利権者との協議による工事に8,100万円、上下水道敷設工事に2億9,700万円となっておりますが、津波黒地区法面補強工事は、防災目的を兼ね備えた事業であり、地元地権者との協議による工事も将来的に実施する工事が前倒しになったもの、上下水道敷設工事に関しましても周辺への上下水道の設備の促進や北地区産業団地に進出する企業の上下水道使用料にて設備投資分を回収する予定の投資でございます。一部の事業は、補助事業を活用して取り組んだものもあり、交付税措置の対象となるものでございます。

最終的な総事業費と総収入に関しましては、令和2年度で確定するものであることから現段階において正確な数字を示すことは控えますが、第3回定例会において議会に対し、本日のご質問の趣旨でございます今後の資金計画も含め、その時点でわかる範囲で全体像を総括的にご報告する予定でございます。

不足分の返済計画については、産業団地における進出企業に関する税金や共用施設用地の賃料収入等による一般会計からの繰入金等で対応することになると考えております。

また、決定していない2区画が売れ残った場合との仮定のご質問でございましたが、先ほど、藤木議員のご質問にもお答えいたしました。両区画とも複数の会社から引き合いが来ているところでございます。多少のタイムラグが生じておりますが、福岡県都市圏全体の趨勢からみて、これまで他の地域の工業団地で見られるような塩漬けの土地になる可能性は非常に薄いと仲介業者からも力強い発信をいただいております。

ただし、工事完成後土木事業者への工事代金を支払う期間との関係で、一時的な借入が発生することも考えられます。篠栗北地区産業団地特別会計令和2年度当初予算において、予算措置をする予定でございます。当初予算の際にご審議いただければと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問どうぞ、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 塩漬けになるというふうに想定しているわけではございませんで、ただ、私が聞きたいのが現状で見える限り、万が一、屋外地、町外地、境外地、売れ残ったとき、法的に特別会計から繰り出すことが可能ではないと私は思うので、それが可能かどうかというのは、町長なのか、財政課長なのか、その部分を想定と

はいえお答えいただきたいと思うんですが。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 今、お話の内容は、もう少し具体的に申し上げれば、工事代金を支払わなければいけないと。それで、その売上のほうが、その年度中に固まっていないときにどうするのかというお話でございますが、これにつきましては、私どもが申し上げておりますように、今の時点で、このご質問の通告に基づいて答弁する時点では、そういうことはまず考えられない、考えておりませんということを申し上げたところでございますが、これについて法的にどうかということにつきましては、少しお時間をいただいて、それについてまた連合審査のときにでもご報告申し上げたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） それと、この事業自体が、学校とか公園、若しくは、町外に通勤通学・買い物に行かれる方が使われるセントラルパーキングとか、住民福祉に、直接寄与するものではなく、間接的にはあるとしても、あくまでも開発工事ですので、ビジネスベースでいくべきと思うんですが、先ほどお尋ねした返済計画というのは、先ほど藤木議員が聞かれた、いくらいくらどうなんだっていうのをお尋ねしてるんじゃないくて、一つの事業ベースですから、特別会計というのを残して、その中から支払っていくべき品物と僕は思うんですが、その辺りをどうされるのかというお尋ねだったんですが。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） おっしゃるところは十分承知しております。

ただ、この特別会計に当然債務が若干残っているわけでございますけれども、この事業に関する収入というのが一般会計に入っていく部分がかなりございますので、この分はその該当年度については、特別会計に振替えて返済をしていくということが必要になってこようかということをお先ほど申し上げたところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 町長は町長の思いがありましようし、ただ、実際のお金というのは動いているんで、201号線沿いの道路、確かにその防災工事でもあったと思いますが、ただ、どうとられるかというのは町民の皆さん一人ひとりなんで、申しわけないですが、先ほど羅列された額、総額と収入予定というのを、後日、併せてペーパーでいただくと助かりますが、提出は可能でしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 全体的なことは、第3回の定例会でご報告いたしますが、現時点でわかる部分については、また先ほどのご質問とも併せて、現状のところこういう見込みであるということ、変更する可能性があるということも踏まえてご報告をすることといたしますので、藤木議員にもご報告いたします。

以上です。

○議員（荒牧 泰範） 終わります。

○議長（阿部 寛治） では、引き続き、通告順位7番 横山 和輝 議員。

○議員（横山 和輝） 議席番号2番 横山和輝でございます。

今回も2項目の質問をいたしますが、内容はいずれも昨年12月議会で報告があった篠栗町行政改革大綱についてであります。

それでは、早速質問に入りたいと思います。

最初の質問は、大綱に謳われている庁舎移転についてであります。庁舎移転に関する質問は、昨年12月議会の一般質問において、主に財政面からの質問が荒牧議員からありましたが、私は別の視点からこの件を取り上げてみたいと思います。

御存じのとおり、現在の篠栗町は、昭和30年4月1日に旧篠栗町と旧勢門村が合併し現在に至っておりますが、合併後しばらくは旧篠栗町の庁舎を本庁舎に、そして旧勢門村の庁舎を支庁舎としておりましたが、合理化を図る意味合いもあって約40年前に庁舎は現在地に移転新築されたと聞いております。移転計画時には、当時の職員間でも色々と議論がなされたようであります。「新たな庁舎用地では、将来を考えると狭いのではないか」とそういった意見もあったようですが、合併当時の覚書に「移転先は篠栗駅付近」と明記されていたことから最終的に現在地に決まったことを職員OBの方から教えてもらい、総務課でその覚書の提出を受け、内容に間違いがないことを確認した次第であります。

今回大綱を作成されるにあたってプロジェクトチームが素案を作成し、推進本部で協議検討が行われ、そして町政に優れた見識を有する外部の委員で構成された篠栗町行政改革推進委員会の調査審議を受けるなど、幾重にも慎重に検討されたとは思いますが、この覚書の存在を誰も知らなかったのかと思うと残念でなりません。

この大綱作成の事務局である総務課の皆さんが、この覚書の内容をご存じなかったことから、恐らく関係者全員この覚書を抜きに庁舎移転を検討され、「町民体育館付近に移転することが望ましい」との結論に至ったものと推測いたします。

そこで町長にお尋ねします。

庁舎移転については審議不足を理由に白紙に戻し、そのことを広報紙で町民の皆

様に伝えるべきだと思いますが、町長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） まずは、横山議員の1問目のご質問「行財政改革大綱に謳われている庁舎移転」について、私のほうから冒頭申し上げますが、この庁舎移転についてのご質問をいただきましたが、合併当初の覚書の件は私自身もその内容を存じ上げませんでした。今回ご指摘をいただき大変ありがとうございました。議員からご指摘を踏まえた上で、まず、総務課長からこれまでの審議経過を踏まえたところでの答弁をいたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、総務課長。

○総務課長（立花 博友） それでは、横山議員のご質問にお答えいたします。

行財政改革大綱に謳われている庁舎移転に関するご質問でございます。

昭和30年4月1日に旧篠栗町と旧勢門村が合併した際の協定書には、役場の位置については「鉾害関係を調査し、篠栗駅に近い所に選定する」とあります。協定内容については、当時の庁舎が新築される昭和54年までの本庁及び支所の位置、支所で行う事務等について記載されております。これらのことから、協定内容につきましては、合併当時における新庁舎の建設に関する事項であり、今後の新庁舎の建設について、本協定が効力を有しているとは考えておりません。

篠栗町行財政改革大綱及び実施計画では、「町民体育館付近に移転することが望ましい」としたうえで、今後2年の間、建築計画を立てることとしております。また、篠栗町行政改革推進委員会への諮問に対する本大綱への答申書においては、「役場庁舎については、建築に多大な費用を要するため、建築用地の選定や建築方法を多角的に検討し、より費用負担が少ないものとなるようにすること」とありますので、その答申に沿って、町民体育館付近だけにとらわれることなく、費用面、立地面、建設方法等を十分に検討し、議会への報告を行いながら、計画策定を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 再質問どうぞ。

○議員（横山 和輝） 課長の今の答弁で、気になるところがありましたので質問いたしますが、今回のこの覚書の内容ですね、当時の覚書の内容で、今回は適用されないというふうな答弁をされましたが、それは調査されたんですか。これは今回、当時の職員であったり聞き取り調査を行って、これは今の庁舎が、合併の新築したときの覚書のみ適用されるものだったのか、それともそれ以後使われることなの

か、そこら辺はちゃんと調査されましたか。

○議長（阿部 寛治） はい、課長。

○総務課長（立花 博友） 覚書の内容についての分に関しましては、その当時というか、それまでの方ということに対しての調査までは行っておりません。書いてある内容が、合併当時の新庁舎ということに係るものでございましたので、こちらとしてはそのように理解しているところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 今の答弁ですと、そこまで確認されてないと別に憶測になるんじゃないんですか。失礼しました。今の答弁だとですね、臆測のように感じます。そこら辺は、しっかりと事実確認をして行うべきじゃないでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、立花課長。

○総務課長（立花 博友） 書いてある内容につきましては、合併当時の新庁舎という形で書いてあります。未来永劫ずっと続くものとは、こちらとしても考えませんし、町の状況等も変わってまいります。だから、合併したときに、今の場所ということになるかと思えます。

実際今の場所、建て替えとかいろんなこともあるんですが、移転費用等もかかってまいりますので、これに関しましては、今一時的に町民体育館が一番ベストではないかということで結論的に出したところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、どうぞ横山議員。

○議員（横山 和輝） 確かにですね、覚書を厳守するべきだとは私も思っていないんですよね。

ただ、この覚書、いわゆる協定書ですね。これがあるわけですから、これを丁寧な手続のもと、考慮するべきじゃないでしょうか。

そこら辺を、元々町長も知らなかったということで、もう一度白紙に戻して、詳細点も慎重に決めていくべきじゃないでしょうかと申し上げているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） 今、いろいろご質問がございましたが、これについては、議員がおっしゃることも一理あろうかと思っております。

この大綱を作成するにあたっては、庁舎内のプロジェクトチームが素案を作成し、推進本部が協議検討を行い、そして行革推進委員会で外部検討もしていただいたという、これまでの経緯があるわけですが、それについては、冒頭私が申し上げまし

たように、この覚書の存在を私自身も存じ上げておりませんでしたので、そこについては、このそれぞれのところにもう一度この覚書が存在するという事で投げかけて、その内容についてチェックしていただくというこの場を設けることは必要かと思いますが、この覚書自体が存在したということで、審議不足を理由に白紙に戻すということまでの考えには至っておりません。

については、このそれぞれの審議をいただいたそれぞれのところにもう一度持ち帰って「こういう協定覚書があったがいかがか」という投げかけはしてみたいと思っております。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） あとそれと、行財政改革大綱を、今の時期に作成するという事、庁舎移転も含めてですね、どうなのかなと思うのですね、それはどういうことかと言いますと、今年秋には一大イベントがあるわけじゃないですか。

庁舎移転もそれまでにできるわけでもないですし、その秋の一大イベントの結果次第では、この行財政改革大綱も廃止になるかもしれません。ですので、急がずですね、その秋の一大イベントが終わった後にこういうのをしっかりと、じっくりと検討して考えて行くほうがよろしいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） 町長。

○町長（三浦 正） 非常に曖昧な言い方をされましたが、それは具体的には、町長選挙という意味で理解してよろしいんですか。そういうふうに言っていただいたほうがより分かりやすいことではございました。

このことにつきましてはですね、私どもも年度ごとにいろいろ取り組んでいるわけですので、待ったなしの部分には継続的に計画を立てていくということが必要であろうかと思っております。ですから、私が今回の任期を超えてどうのこうのということではなくて、町として取り組まなければいけないことは、間を置かずに取り組んでいくということのご理解をいただければと思っております。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 先ほどわかりづらい質問を、大変失礼いたしました。

大綱を、何度も何度も読み返すとですね、非常に素朴な疑問があったのでお聞きしたいのですが。

先ほど町長もおっしゃられたように、プロジェクトチームが素案を作成すると。それは20人程度の課長補佐と、あと係長ですかね、係長でそのチームが素案を作

成するということですがけれども、果たして、庁舎移転、町民体育館を廃止してそこに庁舎を持ってくる、そんな大胆なことをですね、課長補佐及び係長が考えつくでしょうか。これはもしかすると町長の指示があって、そういうことを考えたのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） いろいろご推察ありがとうございます。

実際、どうして係長と課長補佐かといいますと、課長は、ここにいるメンバーですけれど、私も含めて、概ね、数年でリタイアいたします。

この行財政改革に謳い込んでいるのは数十年先のことも踏まえた、いわゆる20年間ぐらいの計画でございます。それを具体的なスタート時期をここ数年間で決めて行きましょうよということでございます。そういうことからすると、そのときにしっかり町の行政の中心として働いてくれる人たちが、自分たちで考えてもらうことが一番ということの考えから係長、課長補佐という人たちに、まずプロジェクトチームということで考えていただいたものでございます。

そこに私の私意は含まれておりませんのでよろしく申し上げます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） もう一つだけ、素朴な疑問をさせていただきたいと思います。

プロジェクトチームが素案を作成して、それを推進本部に持って行って検討されるということなんですけれども、推進本部のメンバーが、町長、副町長、教育長、各課の課長と局長ですかね。そこで協議検討されるわけですが。町民体育館を、廃止するという協議をしたときにですね、何か異論、異議はなかったものかというのを教育長にお尋ねしたいと思います。というのも町民体育館は球技大会とか、地元の方が使われたりとかですね、私は詳しくは知りませんが、それこそ小中学生が利用されているということもあるんじゃないでしょうか。

もしその中の協議の中で、異論・異議があれば、可能な限りでよろしいですので、少しお聞かせ願えればと思います。

○議長（阿部 寛治） どうぞ、教育長。

○教育長（太郎良 順一） まず、会議への参加ということでございますが、諮問を受けた後の会議はですね、私ども三役は冒頭の会議に出ましたが、後の協議はそれだけでございました。それから、その事前の補佐会等で練られた案についてはですね、そこで私もその案についての説明を受けたところでございます。

町民体育館に限っての部分で言いますと、耐震構造に問題があるというふうなこ

とで、建て替かというような部分がありましたが、それについては莫大な費用が掛かるというふうなことでございました。それから内容についてですね、そこでどのように活用されているかということについては、多くはスポーツ協会に所属するそういう団体での使用というふうなことでございましたので、これについては、すぐにそのことを受け入れるということではなく、その内容にも検討するという表現でございましたが、時間をかけて検討する必要があるというふうに思いましたし、社会教育課長とも、そういうふうな打ち合わせをしながらというようなところで、その件については対応するというふうにいたしました。

それ以外にも教育委員会部局に係わる部分が大変多うございましたので、それぞれについては計画的に、そこら辺の出ている内容について精査をする必要があるというふうに私自身は感じているところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） すいません。ご指名いただいておりますけど、私からも素朴な質問にちょっと答えたいと思うんですが。

行財政改革推進委員会に諮問するにあたっては、当然のことながら、係長、課長補佐のレベルで諮問書を作るわけにはいきません。私どもといたしましては、町として推進本部という形での町長、副町長、三役を中心とした課長会議の中で最終的にプロジェクトチームが作った内容で良いかという判断をして、それをもとに町として推進委員会に諮問するものでございます。

そういう意味から組織上としてのここでの皆さんが考えていただいた内容を一つひとつ確認したという経過でございますのでご認識ください。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 覚書の存在も実際ありますので、そこら辺をもう一度考慮をして、尊重していただいておりますね、検討していただければと思います。

次の質問に移ります。

質問の冒頭に申し上げますように、次の質問も行財政改革大綱の内容に関する質問であります。この大綱について、質さなければならないことがいくつかありますが、その中でも令和2年度に売却予定となっている町有地に関する質問を行うことが優先すると考えた次第であります。

大綱には4カ所の町有地を売却するとして、予定地の概要説明がなされておりますが、この中で大勢門公民館西側の町有地については、売却に異論はございません。従って、その他の3カ所について順次質問いたします。

まず初めは、津波黒地区の旧テニスコートについてお聞きします。説明書きによると、平成25年までは学校施設として利用されていたが、現在は利用されていないとのことでした。そこでまず初めに、この施設がなぜ利用されなくなったのかを教育長にお聞きいたします。

次は、売却予定地内に「農事組合法人つばくろ」の施設が存在することに関し、この施設の移転等については、関係者との協議が整っているのでしょうか。また、施設の撤去に伴う費用は、誰が負担することになるのかについてお答え願います。

最後の質問ですが、この用地には幅員4メートル以上の町道が接続し、幹線道路に接続しておりますが、福岡県では接続道路が1本の場合4メートル以上の幅員を有する道路が両方向にそれぞれ幹線道路と接続していなければ、戸建住宅の開発ができないとも聞きます。しかし、用地を少しでも高く売却するために住宅メーカーの参加は必要ではないでしょうか。西側方面は問題ないと思いますが、東側方面は幅員が4メートル未満の箇所が存在することや、途中から路線を変更しても一部が未判定道路となっているようです。このような状況で、戸建住宅開発に問題がないのかどうかを都市整備課長にお伺いします。そして、もし支障があるとすれば、その障害を取り除くことが先決だと考えますが、このことに対する見解を町長に求めたいと思います。

次は、九大演習林正門東側山林の町有地についてお伺いします。大綱概要に「現地は県道から乗り入れも出来るため立地は良く、用途地域に編入されれば価値は飛躍的な上昇が見込まれる。しかし、現状は見込みであり、時期も見えないため売却する。」とありますが、用途地域に編入するかしないかを発議するのは町自身だと思います。従って、積極的にこの地域の将来像を描き、用途地域に編入することが先だと考えます。町長の見解を教えてくださいたいと思います。

次は、乙犬小林池東側町有地についてお伺いします。この町有地は、平成9年度に東京在住の方から寄附を受けた用地の一部であります。この土地を売却するには、いくつかの問題があると考えます。

一つ目は、この用地の奥に祠があり、この用地を売却するとこの祠への進入ができなくなります。この対策をどのように考えておられるのかを教えてください。また、この祠の神木とも呼ばれる楠の巨木が2本用地内に存在しております。この巨木の対応についてもお尋ねいたします。更に、近くに居住されている寄贈者の親族の方の意見もお聞きになった上での決定だったのかどうかも併せてお願いします。

二つ目は、この用地への進入路の幅員は2.7メートルしかなく、その入口には

前述した巨木の一本が聳えていまして拡幅は困難かと思えます。従って、開発行為が出来ないと思えますが、その対策についてどのように考えてあるのかをお聞かせください。

三つ目は、この進入路の奥には民家が3軒存在することから、売却する前に道路の拡幅を町として実施する必要があるかと思えます。このことについて見解を求めたいと思えます。

次は、眠る公共不動産の件によるデータベース化への対応についてお聞きいたします。福岡県は、令和2年度から県内市町が保有する不動産のうち、未利用地や利用頻度が低い土地・建物の情報を集約した独自データベースの公開を県のホームページ上で始めるため、県内51市町に情報を募っていると聞きます。当然、本町も県の意向に賛同されていると考えます。準備の進み具合はどのようになっているのかお聞かせください。

次は、入札に関してお聞きします。

まずは、入札の周知徹底についてお尋ねします。今回売却予定されている用地の中で、場所によっては町民の方が入札を希望されることも考慮する必要があるかと思えます。従って、入札の周知徹底を図るためホームページだけではなく、広報紙にも詳細に掲載すべきだと思えます。町長の見解を求めます。

次は、入札方法についてお伺いいたします。入札方法は、一般町民の方でも理解できるような方法を考える必要があるかと思えますが、入札方法について具体的な説明が現時点で出来ればお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） はい、町長。

○町長（三浦 正） ただいま令和2年度内に売却予定の町有地についてのご質問がございました。これにお答えいたしますが、答弁は（1）ア①この件につきましては教育長から、それ以降につきましては、関係課の見解を調整した上でしておりますので、まとめて総務課長からいたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（阿部 寛治） はい、教育長。

○教育長（太郎良 順一） それでは、「津波黒地区旧テニスコートについて」①の質問にお答えをします。質問は、「平成25年以降学校施設として利用されなくなった理由について」でございます。

津波黒地区旧テニスコートは、昭和52年にハードコート2面が設置され、社会教育施設として町民の利用が開始されました。一方で、昭和61年4月に篠栗北中学校が開校し、敷地内にテニスコート2面を独自につくりましたが、空きスペース

の関係で、縦に並んでおりましたので、使い勝手が悪く、時間があるときは、津波黒のテニスコートも利用しておりました。その後、平成13年4月にカブトの森公園にテニスコートが開設されたことに伴って、津波黒のテニスコートの利用が減少し、利用者が篠栗北中学校のみとなったことから、平成15年度に学校施設としての移管が行われました。平成22年ごろに篠栗北中学校内のコートが改修され、学校での練習環境が向上したこと、カブトの森での活動が増加したこと、津波黒のテニスコートとのコート環境の違いから利用をしなくなりました。

以上が、津波黒のテニスコートを篠栗北中学校が利用しなくなった経緯と理由でございます。

○議長（阿部 寛治） はい、総務課長。

○総務課長（立花 博友） それでは、（1）のアの②に関する売却予定地内における農事組合法人の施設移転に関する件についてですが、売却予定地である旧テニスコートは、平成26年から普通財産に移管され、現在まで利用はされておらず、草刈等の維持補修作業を行っている状況でございます。

同法人との賃貸借契約は、その契約により、貸付期間が2030年までとなっており、同施設の移転、撤去を早急に行うことは、現実的に困難であると思われま

す。篠栗町行財政改革大綱及び実施計画の答申書においても、「未利用町有地については、町の資産として有効活用できないものについては、早急に売却する」とありますので、現賃貸借地については分筆したうえで、早急に売却したいと考えております。

（1）のアの③について、接道する前面道路は、議員が指摘する4メートル未満の幅員となる区間が一部存在するため、用地の売却にあたってはその説明が必要になると考えられます。

なお、開発行為にあたっては、これを審査する福岡県との許可条件の協議が必要となりますが、開発の形態によって条件が異なることも考えられます。

従いまして、現段階で売却を前提とした道路幅員の障害の除去については、考慮することはないと判断いたします。

イの九大演習林正門東側山林については、現状が市街化調整区域であり、市街化区域編入にあたっては、その用地において具体性を持った計画があり、かつ隣接する市街化区域の用途地域との同一又は連続性が確保されることなどが要求されますが、現状においてそのような具体性はないことから、編入を前提とすることは難しいと考えます。

ウの①の乙犬小林池東側町有地につきましては、寄附による財産であり、現在は使用されておらず、草刈等の維持補修作業を行っている状況です。

同答申書に「土地についての取得時の経緯等も調査し、慎重に売却の検討を行う」とありますので、現時点において早急な売却の実施は難しく、今後町としての有効な利活用方法を改めて検討していきたいと考えております。

また、敷地内における楠の巨木に関しましては、平成27年度に剪定を実施いたしましたところでございます。今後につきましては、状況を見て剪定作業を行いたいと考えております。

②の開発行為ができないのでは、とのご質問ですが、市街化調整区域であり、県の開発基準に基づく開発及び建築用途の制限がございますので、利用計画との整合性が必要であると判断しております。

また、③の隣接する民家への進入路につきましては、この利用計画とは別に、今後の建築計画がある場合、県が建築確認の際に求める条件に従って、必要ならば、関係地権者において道路幅員を確保していただくことを前提に、用地の一部を提供するなどの措置を考えることになるとは思いますが、現状におきましては、当用地の利活用方法とともに検討したいと考えております。

(2)の眠る公共不動産の件によるデータベース化への対応についてですが、近年、人口減少が進む中で、空き地、空き店舗も多く見受けられ、都市のスポンジ化という現象が起きております。このような中、福岡県が「福岡県街なか公共不動産活用促進事業」を行っており、その事業の一環として、データベース化されたものが来年度公開される予定です。この事業への登録については、公共地点からの距離、用途地域等の条件があり、現在対象となる町有地もないことから、町としてデータベースの登録を見送っております。今後、篠栗町として登録できる案件があれば、このような事業を活用し、未利用地の適正管理を行いたいと考えております。

(3)の入札の周知徹底に関してですが、過去においても土地を売却した際におきましては、ホームページ、広報紙における周知を行ったうえで入札を実施しております。今後も同様の周知を図ったうえで、入札を実施いたします。

また、この際の入札方法についてですが、地方自治法及び篠栗町規則に準じた入札を実施するものとし、先に述べましたホームページ、広報紙におきまして、その方法を掲載するとともに、多くの入札者が参加できるよう分かり易いものにしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（阿部 寛治） 昼休みに入っていますけど、このまま継続します。

では、横山議員どうぞ。

○議員（横山 和輝） 農事組合つばくろの件でお尋ねいたします。

先ほどの答弁で、建物を分筆したうえで町有地を売却するとありましたが、という事は、大綱に載っていた町有地の面積が変わるということによろしいですか。

○議長（阿部 寛治） はい、総務課長。

○総務課長（立花 博友） それにつきましては、分筆をすれば、その分減ってくるかと思えます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） それは現実的な売却の仕方だとは私も思いますが、ただ、分筆されて残った建物のところの少しだけの町有地ですね、そこが不動産の評価額でいったら、かなり下がるんじゃないかと思えますけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、総務課長。

○総務課長（立花 博友） 実際にまだ、そこをしているわけではございませんが、まだ場所的には1番左の端というか、道から見て西側の端になってきますから、町の土地の形状としては大きく、その辺りが左右されるものではないと思えますので、分筆が一番いいのではないかというふうに考えておるところでございます。

○議長（阿部 寛治） はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） あとはもう乙犬のことですね、大綱には早急に、早期に売却すると書かれていたもので、ただ今回の答弁では慎重に行うということで、町有地もできるだけですね、我が町の財政状況が今苦しい中でございますので、できるだけ売却価格を高くできるよう慎重審査をすることをお願いして今回質問を終わりたいと思えます。

ありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） これをもちまして、散会いたします。

散会 午後 0時17分

令和2年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月12日(採決)

令和2年 第1回 定例会 会議録

日時 令和2年3月12日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	藤木高裕	2番	横山和輝	3番	品川静
4番	古屋宏治	5番	田辺弘之	6番	栗須信治
7番	村瀬敬太郎	8番	今長谷武和	9番	
10番	阿部寛治	11番	松田國守	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	松田秀幹
教育長	太郎良順一	総務課長	立花博友
財政課長	藤忠文	会計課長	野寄勇
まちづくり課長	熊谷重幸	税務課長	久芳良行
収納課長	松岡秀策	住民課長	田村明広
健康課長	栗原俊孝	福祉課長	平山智久
産業観光課長	井上勝則	都市整備課長	堀雅仁
上下水道課長	八尋正記	学校教育課長	浦上利浩
こども育成課長	井上伸一	社会教育課長	松熊大

出席した議会事務局職員

局長	佐伯和久	次長	藤幸三
係長	伴秀代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、3月4日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、字句等の訂正及び取り消しを行っております。

ご協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、タブレットに掲載の議事日程のとおりでございます。

それでは、日程に従い議事を進めます。

日程第1、議案第2号「篠栗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。  
栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第2号「篠栗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことから、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、文言等の整理を行うものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第3号「篠栗町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長(古屋 宏治) 報告いたします。

議案第3号「篠栗町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、条文中の法律名及び法律略称名の変更並びに新規の条の追加に伴う条ずれの改正を行うものであります。

この条例については、公布の日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第4号「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第4号「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、給料を支給される職員の補償基礎額についての規定を新たに整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、報酬が日額で定められている職員の補償基礎額の規定に加え、給料を支給される職員の規定を新たに整備するものであります。

この条例については、令和2年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第5号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

る条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第5号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、篠栗町立小中学校の学校薬剤師報酬の見直しに伴い、所要の規定を整備するため、本条例を制定することについて、議会の議決を求められたものであります。

改正の主な内容は、30年以上未改定であった学校薬剤師の報酬額について、日本薬剤師会推奨額や近隣市町の状況等を勘案し、現行の年間8万1,000円から14万7,500円に改めるものです。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第6号「篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第 6 号「篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、入湯税の整備に関し、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、鉱泉浴場施設入湯客一人 1 日あたり 5 0 円の入湯税を徴収するものです。

ただし、年齢 1 2 歳未満の方や学校行事等に参加する児童・生徒・学生、並びに障がい者の方及び町が専ら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設への入湯者等については、入湯税を免除する規定を設けております。

なお、この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありますか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 6 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 7 号「篠栗町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第 7 号「篠栗町債権管理条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、民法の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、篠栗町債権管理条例の規定にて徴収している私債権の遅延損害金の法定利率が、現行の年5%から改正民法にて規定された新たな法定利率に変更するよう定めるものです。

この条例については、令和2年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第8号「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第8号「篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、令和2年4月1日に施行されること及び町の国民健康保険財政の健全な運営を図るための税率等の変更を行うことに伴い、所要の規定を整備する必要があることから、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を61万円から63万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を16万円から17万円に引き上げるもの。

国民健康保険税の減額の対象となる世帯の所得判定基準について、5割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を28万円から28万5,000円に、2割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を51万円から52万円に引き上げるもの。

また、町の国民健康保険財政の健全な運営を図るため、令和2年度から国民健康保険税の所得割率の増加、均等割額及び平等割額を増額する改定を行うものであります。

なお、本条例は、令和2年4月1日から施行され、改正後の篠栗町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第9号「篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第9号「篠栗町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、施設の老朽化に伴い、篠栗中学校グラウンド照明施設を廃止する必要が生じたため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、篠栗中学校のグラウンド照明施設の安定器等の器具が、経年劣化により使用ができなくなったこと、及び近年の町民の利用状況を鑑み当該照明施設を廃止するものです。

この条例については、令和2年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） ちょうどその当該グラウンド、私の自宅のすぐ近くですが、何て言うんでしょう、万が一ドクターヘリが夜間必要になったときの緊急ヘリポートであるとか、大震災で、建物の中、体育館も危ないと踏んだときに、外に出なければいけないというようなときの使用も十二分に考えられるので、そういう審査はされているのかどうか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（阿部 寛治） 栗須委員長、いいですか。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） もう一度、荒牧議員、よろしいですか。

○議長（阿部 寛治） 少しゆっくり。

○議員（荒牧 泰範） 万が一の急病人で、夜間のドクターヘリの着陸ヘリポートとして使わなくてはならないような場合とか、大震災で体育館そのものも危ないとなったときには、あそこで照明をつけてみんなが集まるというようなところも考えられると思うんですが、そういう審議は、なされたのかどうかをお尋ねしているんです。

○議長（阿部 寛治） 栗須委員長。

○議員（栗須 信治） ただいまの荒牧議員の質問については、当委員会の中では、そういう質疑は出ませんでした。

安定器を取り壊してですね、支柱については、一応そのまま、放送施設の関係もあるので残して、そのあと考えていくということで、そういう災害時のことについての質疑は出ませんでしたので、ご報告申し上げます。

○議長（阿部 寛治） 荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） では、今の委員長の話ですと、審議の中で、将来復旧の可能性もまだ残っているというふうに考えてよろしいんですかね。

○議長（阿部 寛治） 栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） そのことについては、私のほうから言えませんが、とにかく支柱は、とりあえず数年は、そのまま残しておくという説明でございました。

○議長（阿部 寛治） そのほか質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第10号「篠栗町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第10号「篠栗町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」及び「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令」が制定されたことに伴い、所要の規定を整備するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、償還金の支払い猶予、償還免除の対象範囲の拡大などの措置が追加されたため、必要となる改正を行うものです。

なお、この条例は、公布の日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第11号「篠栗町葬祭場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案も、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第11号「篠栗町葬祭場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、指定管理者が指定する業者とそれ以外の者で異なる利用料を統一するため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、指定管理者が指定するか否かによって異なる扱いであった利用料を是正するものです。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第12号「篠栗町自転車等駐車駐輪場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第12号「篠栗町自転車等駐輪場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、篠栗駅東側自由通路整備事業において、廃止となる駐輪場を削除するとともに、各駐輪場の名称を追記し位置を明確にするため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

この条例については、令和2年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第12号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第13号「篠栗町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第13号「篠栗町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、水道法の一部を改正する法律の施行により、指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制が導入されたことに伴い、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、同指定に係る審査手数料及び事業者証交付手数料を改正するものであります。

また、閉栓事務に対する手数料である一時中止手数料を、実態に合わせて削除するものであります。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行されます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第13号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第14号「工事請負変更契約の締結について」〔篠栗北地区産業団地造成工事〕を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第14号「工事請負変更契約の締結について」

本議案は、篠栗北地区産業団地造成工事について、変更契約を締結するため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

主な変更内容は、残土搬出に関する変更、地盤改良に関する変更、国道交差点の舗装面積等の変更であり、工事費2,628万7,730円を増額し、総額25億3,728万6,650円に変更契約を締結しようとするものであります。

当委員会の中で、「ボーリング調査もしているのに、なぜこれだけの残土が増えるのか」等の質問がありました。

また、「最初の調査設計の甘さで、増額・増額となるのは認められない」との反対討論もありましたが、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

はい、横山議員。

○議員（横山 和輝） 議席番号2番、横山和輝でございます。

私は、本議案に反対の立場で意見を申し上げます。

本案の産業団地造成工事は、昨年の6月議会でも申し上げましたように、請負契約時の工事積算額は、当初概算工事費に対し6割強増額となっていたものが、更に

大幅に増額され、当初の積算額の2倍近くに達しております。

今回の増額は、2,600万円強の増額ではありますが、その中には残土搬出及び地盤改良に関する理由があります。

しかし、そもそも、これらの項目が十分な地質調査を行い、設計・積算に反映されていれば、これほど工事費が膨らむことはなかったと考えます。

従いまして、この工事の設計・積算を行ったコンサル等に対する抗議の意味を含め、本案に反対いたします。

○議長（阿部 寛治） 続きまして、賛成討論はございませんか。

ないようですので、反対討論はありませんか。

どうぞ、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 議席番号12番、荒牧でございます。

反対の意の討論をいたしたいと思えます。

今回の増工部で、津波黒の法面G工区の軟弱地盤改良や、残土搬出量が想定より地盤が下がらなかったため増加したなど、計画当初から、何度も「地質や地盤をボーリング調査等で十分に行ってください」とお願いしていたにもかかわらず「掘ったら違いました。」「削ったらずれそうです。」これが続出です。

これでは、最初の契約金額は何だったのかということになり、民間では、契約後の増額など認められるわけもなく、社内で自助努力して解決するのが常識です。

もっとも、ここまで来た造成工事をやめるという意味ではなく、どこに責任があるのかはっきりさせる、そこが負担すべきものと考えます。

問題点が出るたびに、増額・増額の青ざる天井、うなぎ登りの予算では、何のための当初の予算認定だったのかわからなくなります。

現在の見込みでは、土地売却収入が約32億5,000万で、それにかかる本体工事に上下水道などの関連工事を含めると、約56億円、交付税措置をされる分を除いても、おおむね19億円ほどの赤字になろうかと思われれます。

私は逆に、減額補正の提案をしてもらえないかと思っているぐらいでございます。

また、工事の変更時期や、補正予算の提示時期など、監査委員の2人から「指摘」もしくは「指導」が入るんじゃないかというような、運用もあっているような気もいたしますし、最後に、変更金額の大小でなく、当初の計画に難点が出たなら、どこに責任があるかを検証し、そこに処理をしてもらわなければならないと考え、本案に反対いたします。

終わります。

○議長（阿部 寛治） はい、続いて、賛成討論ございませんか。

次に、反対討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 賛成多数と認めます。

よって、議案第14号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第15号「工事請負変更契約の締結について」〔篠栗北地区産業団地残土処分場整備工事〕を議題といたします。

本案も、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第15号「工事請負変更契約の締結について」

本議案は、篠栗北地区産業団地残土処分場整備工事について、変更契約を締結するため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

主な変更内容は、残土搬入量に伴う盛土量の変更、既設道路側溝の新設に関する変更等であり、工事費154万4,400円を増額し、総額1億4,194万4,400円で変更契約を締結しようとするものであります。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第15号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第16号「令和元年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第16号「令和元年度篠栗町一般会計補正予算（第4号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ8,240万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ106億3,831万8,000円とするものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第17号「令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第17号「令和元年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につ

いて」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ281万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,945万9,000円とするものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第18号「令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第18号「令和元年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2,087万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,170万2,000円とするものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第19号「令和元年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第19号「令和元年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について」

本議案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2億5,778万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億211万3,000円とするものであります。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、議案第20号「令和2年度篠栗町一般会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第20号「令和2年度篠栗町一般会計予算について」

本議案は、令和2年度一般会計当初予算であり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億3,924万8,000円とするものです。

前年度当初予算に対し1億1,597万6,000円の減額となっております。

主な増額要因としては、障がい者福祉及び児童福祉のサービスに係る経費、オアシス篠栗空調機器更新工事などがあります。

減額要因としては、津波黒地区法面補強工事の終了などです。

地方債について、地方債の限度額は、臨時財政対策、一般会計出資のほか、2つの事業債で総額6億1,816万8,000円計上されております。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第21号「令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長(古屋 宏治) 報告いたします。

議案第21号「令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計予算について」

本議案は、令和2年度篠栗町国民健康保険特別会計予算であり、歳入歳出それぞれ27億7,298万4,000円とするもので、昨年度当初予算額に対し約6%の減となっております。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありますか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第22号「令和2年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第 22 号「令和 2 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算について」

本議案は、令和 2 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算であり、歳入歳出それぞれ 4 億 2,975 万 6,000 円とするもので、前年度当初予算額に対し約 2.9% の増となっております。

全員出席の予算特別委員会で審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 22 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 22、議案第 23 号「令和 2 年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第 23 号「令和 2 年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算について」

本議案は、令和 2 年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算であり、歳入歳出予算の総額それぞれ 23 億 6,919 万 2,000 円とするものです。

また、一時借入金の最高額は23億円であります。

全員出席の予算特別委員会で審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

横山議員、反対討論ですね。

どうぞ。

○議員（横山 和輝） 議席番号2番、横山和輝でございます。

私は、本議案に次のような理由で反対いたします。

本議案は、篠栗町篠栗北地区産業団地整備特別会計予算案であります。本団地の整備工事は令和2年4月30日をもって終了し、あとは進出企業に引き渡すための登記等の業務を残すのみと考えます。

しかし、本年度も終わろうかとする今なお、進出企業が決まっていなかった事業用地が2か所も存在するありさまです。進出企業がすべて決まったとしても、15億円以上もの損失が町財政に重くのしかかる上に、進出企業が決まらないことによる負債が、追い打ちをかけることは言うまでもございません。財政規模が小さな我が町にとって、それは今、世界を恐怖に落とし込んでいるコロナウイルスに匹敵するものであります。

このような事態を起こした責任は誰にあるのか。それは、この事業を推進してきた町長にあることは言うまでもございませんが、この計画を提案し、推進してきた事業パートナーにもあると思います。

なぜなら、事業パートナーを選考する際のプロポーザルの実施要綱に、企業誘致に関する事項が明記されているからであります。結果的に事業パートナーは企業を誘致できないような計画を町に提案したことになり、その責任は重いと考えます。自らの費用を使ってでも、約束の期日までに企業を誘致するべきだと思います。

しかし、本予算には、町が他のコンサルに企業誘致を委託する費用が、相談業務

委託料という理解に苦しむ名目で、2,200万円も計上されております。

更に、一時借入金としては、信じられないような高額の23億円が上程されており、到底容認できるものではありません。

このことを最後に申し上げ、私の反対討論を終わります。

○議長（阿部 寛治） 次に、賛成討論はございませんか。

次に、反対討論はありますか。

賛成討論もないですか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 賛成多数と認めます。

よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第23、議案第24号「令和2年度篠栗町水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第24号「令和2年度篠栗町水道事業会計予算について」

本議案は、令和2年度篠栗町水道事業会計予算を第2条に定める業務の予定量に即して、収支の予定額を定めるものであります。

第3条において、収益的収入の予定額5億3,770万5,000円に対し、支出の予定額は5億2,991万1,000円となり、779万4,000円の黒字予算とするものであります。

次に、第4条において、資本的収入の予定額2億1,900万に対し、支出の予定額を3億4,246万3,000円とし、資本的支出額に対し不足する1億2,346万3,000円は、損益勘定留保資金などで補てんされます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24、議案第25号「令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○予算特別委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第25号「令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算について」

本議案は、令和2年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算を第2条に定める業務の予定量に即して収支の予定額を定めるものであります。

第3条において、収益的収入の予定額8億8,974万4,000円に対し、支出の予定額は8億8,282万3,000円となり、692万1,000円の黒字予算とするものであります。

次に、第4条において、資本的収入の予定額4億8,622万1,000円に対し、支出の予定額を6億7,145万9,000円とし、資本的支出額に対し不足する1億8,523万8,000円は、損益勘定留保資金などで補てんされます。

当委員会において、慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部 寛治) 全員賛成と認めます。

よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第25、選挙案第1号「選挙管理委員及び補充員の選挙について」を議題といたします。

選挙案第1号を事務局長に朗読させます。

佐伯議会事務局長。

○議会事務局長(佐伯 和久) 選挙案第1号「選挙管理委員及び補充員の選挙について」

選挙管理委員及び補充員は、令和2年3月31日任期満了につき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第182条の規定により、後任者それぞれ4人の選挙を求める。

令和2年3月2日、篠栗町議会議長 阿部 寛治

(提案理由)

令和2年3月31日任期満了のため。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) では、お諮りいたします。

本案は、地方自治法第182条の規定により、選挙管理委員及び補充員を議会において選挙するものであります。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法で、議長が指名することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名いたします。

選挙管理委員及び補助員の氏名は、住所、氏名、生年月日の順に読み上げます。

まず、選挙管理委員に、

篠栗町中央五丁目16番10号 石川 忠弘 氏 昭和17年5月8日

篠栗町大字篠栗5061番地 大久保 信也 氏 昭和20年4月1日

篠栗町大字津波黒618番地 高橋 研一 氏 昭和21年9月16日

篠栗町大字尾仲725番地2 芳野 忠 氏 昭和28年1月20日

以上4名を指名いたします。

続きまして、補充員は、

篠栗町大字篠栗2284番地1 藤佳光氏 昭和28年12月8日

篠栗町大字篠栗5132番地 村嶋茂則氏 昭和32年9月8日

篠栗町大字高田497番地2 石内清之氏 昭和29年9月14日

篠栗町大字篠栗4294番地1 西邦彰氏 昭和30年3月19日

以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました、それぞれ4名の方を選挙管理委員及び補充員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

従いまして、ただいま指名いたしました、石川忠弘氏、大久保信也氏、高橋研一氏、芳野忠氏の4名の方が選挙管理委員に当選され、補充員には、藤佳光氏、村嶋茂則氏、石内清之氏、西邦彰氏の4名の方が当選されました。

次に、補充員の順位についてお諮りいたします。

補充員の順位は、ただいま議長が指名した順位にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

従って、補充員の順位は、藤佳光氏、村嶋茂則氏、石内清之氏、西邦彰氏、以上の順位に決定しました。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

日程第26、「常任委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

総務建設、文教厚生、両委員長から会議規則第75条の規定により、お手元のタブレットに掲載のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。

両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここにタブレットにメール送信しておりました委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があれば受けたいと思います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

次に、お諮りします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句・数字等の整理訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は、全て終了いたしました。局長より。

○議会事務局長(佐伯 和久) それでは、ここでご報告させていただきます。

町村議会議員として、議会の運営及び地域の振興発展に特に顕著な功労があった方に、全国町村議会議長会から、阿部議長に表彰状及び記念品が贈られております。なお、この表彰は、福岡県内で2名の方が受賞されております。

この場を借りまして、表彰状の伝達式をさせていただきます。

副議長、前方へお願いいたします。

○副議長(村瀬 敬太郎) 表彰状

福岡県町村議会議長会

副会長 阿部 寛治 殿

あなたは町村議会議員として議会の運営及び地域の振興発展に貢献された功績は特に顕著であります

よって ここにこれを表彰します

令和2年2月6日 全国町村議会議長会 会長 松尾 文則 代読

○議長(阿部 寛治) ここで 町長、何か発言することがありましたら許可いたします。

どうぞ、三浦町長。

○町長(三浦 正) 令和2年第1回定例会の閉会にあたりましてご挨拶申し上げます。

長期間にわたるご審議誠にありがとうございました。

「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の人事案件1件、「篠栗町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」をはじめ条例案12件、「篠栗北地区産業団地造成工事における工事請負変更契約の締結について」1件、「篠栗北地区産業団地残土処分場整備工事における工事請負変更契約の締結について」1件、令和元年度補正予算4件、令和2年度当初予算6件の上程いたしました25議案全てにつきまして、可決いただきましたことに感謝申し上げます。

令和2年度当初予算は、令和元年度と比べて、予算総額で約1億1,600万円減の100億3,900万円余となりましたが、令和元年度は、津波黒地区法面補強工事分の7億1,500万円が増加しておりました。令和2年度もオアシス篠栗空調機器更新工事3億500万円余の予算を計上し、民生費や衛生費における経常経費の増加もあって、2年連続で100億円を超える当初予算となりました。

ご審議いただいた通り、予算を組むに当たっては、現在のところ歳入の大きな増加は見込めないことから、緊急防災・減災事業債等の交付税措置のある起債を有効に活用するとともに、基金を一部取り崩して予算を作り上げている状況でございます。できるだけ歳出を切り詰めて執行にあたることとしておりますが、今後の財政硬直化を抑えるため、「第1期篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重要な柱として取り組みました、完成間近の篠栗北地区産業団地開発をはじめ新たな町の原動力となる様々な仕掛けで魅力ある町とすることによって、働き手人口の増加、交流人口の増加等地方創生を実践する先進地篠栗になるよう、取り組みを進めてまいりますのでよろしく願いいたします。

本日、議案第14号「篠栗北地区産業団地造成工事における工事請負変更契約の締結について」の採決における反対討論において、「当初の設計・積算に甘さがあったのではないか」「契約金額そのものについて問題があったのではないか」「責任の所在を明らかにしてほしい」「予算の使い方にも問題があった」とのご指摘をいただきました。貴重なご意見として今後の取り組みの中で活かしてまいりたいと思います。このような町の先行きに対するご心配をいただいておりますが、事業もおおむね終了する令和2年議会第3回定例会におきまして、平成27年度からの事業全般の総括と今後の見通しについて、私から説明を申し上げたいと考えております。

また、一般会計はじめ当初予算6件の予算審議の際にいただいた貴重なご意見を十分踏まえながら、節約するところは節約し、執行にあたって見直すべきところは補正予算案を議会に上程させていただき、議会のチェックのもと粛々と行政運営を

行ってまいりたいと考えております。

ただいま成立いたしました令和2年度当初予算に基づく事業計画を早期に実現するため、各課ともできるだけ仕事を前倒しして取り組んでまいりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

ただいまは、全国町村議長会から阿部議長が、長年の議長としてのご尽力に対し表彰をお受けになられました。長年にわたる議会議員としての地方自治の振興に寄与されたご功績は大変大きいものでございます。私からも深甚なる敬意を表しますとともに、心からお祝いを申し上げます。誠にめでとうございました。

一昨日で、東日本大震災から9年がたちました。未だ被災地の復興は道半ばでございます。被災地から遠い九州の地にあっても、今できることを考え、行動しなければならぬと改めて思うところでございます。

また、その後も各地で起こった地震や豪雨災害など、我が国が災害の多い国であることを目の当たりにし、いつ我が町においても同様の災害に見舞われるかもわからないという身の引き締まる思いでございます。現在も各地で懸命に復旧・復興に向けた努力が継続されています。我が町においても、防災・減災に向けた取り組みはしっかりと継続していかなければなりません。

そうした中、今回の目に見えない脅威「新型コロナウイルス」による肺炎の感染拡大の勢いが全世界において止まりません。篠栗町におきましても、国の感染拡大防止に向けた指針に従って3月上旬から町内施設の稼働を止め、小・中学校の臨時休校を行い、経過を見守っているところでございます。早期に通常の状態に戻ることを祈るばかりでございます。

さて、3月限りで定年退職される佐伯和久議会事務局長、久芳良行税務課長、井上伸一こども育成課長、八尋正記上下水道課長の四方には、永い間の行政職員としてのお勤め大変ご苦労さまでございました。まちづくりにおける行政という柱の一翼を担っていただき、課長職の重責を全うしていただきましたことに、この場をお借りいたしまして私からも心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

最後に、令和2年度も新体制の下、松田副町長と二人三脚で次の時代の「篠栗町の更なる自立」を目指してしっかりと行政運営を継続し、地方創生を具体的に実践する先進自治体となるべく努力をしてまいりますので、議会におかれましては、引き続きご指導・ご助言を賜りますようお願い申し上げます。令和2年第1回定例会閉会の挨拶といたします。

長期間にわたるご審議誠にありがとうございました。

○議長（阿部 寛治） 以上で、本日の会議を閉じます。

これを持ちまして、令和2年1回篠栗町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時18分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法  
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

---

篠栗町議会議員

横山 和輝

---

篠栗町議会議員

藤木 高裕

---